

## 平成28年白老町議会定例会3月会議会議録（第1号）

平成28年 3月 8日（火曜日）

開 議 午前 10時00分  
散 会 午後 4時30分

---

### ○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 平成28年度 町政執行方針説明
- 第 6 平成28年度 教育行政執行方針説明
- 第 7 議案第25号 白老町子ども夢基金条例の制定について
- 第 8 議案第 1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第14号）
- 第 9 議案第 2号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第 3号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 第11 議案第 4号 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第 5号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算  
（第1号）
- 第13 議案第 6号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第 7号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第 8号 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算  
（第1号）
- 第16 議案第 9号 平成27年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第10号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算  
（第2号）
- 第18 議案第23号 白老町行政不服審査法施行条例の制定について
- 第19 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に  
ついて
- 第20 議案第26号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制  
定について
- 第21 議案第27号 白老町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につ  
いて

- 第 2 2 議案第 2 9 号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 3 報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について  
報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 第 2 4 議案第 3 0 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3 8 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 1 号 第 5 次白老町総合計画基本計画の変更について  
議案第 4 2 号 白老町過疎地域自立促進計画の策定について  
議案第 1 1 号 平成 2 8 年度白老町一般会計予算  
議案第 1 2 号 平成 2 8 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算  
議案第 1 3 号 平成 2 8 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算  
議案第 1 4 号 平成 2 8 年度白老町公共下水道事業特別会計予算  
議案第 1 5 号 平成 2 8 年度白老町学校給食特別会計予算  
議案第 1 6 号 平成 2 8 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算  
議案第 1 7 号 平成 2 8 年度白老町墓園造成事業特別会計予算  
議案第 1 8 号 平成 2 8 年度白老町介護保険事業特別会計予算  
議案第 1 9 号 平成 2 8 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算  
議案第 2 0 号 平成 2 8 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算  
議案第 2 1 号 平成 2 8 年度白老町水道事業会計予算  
議案第 2 2 号 平成 2 8 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 

## ○会議に付した事件

- 議案第 2 5 号 白老町子ども夢基金条例の制定について
- 議案第 1 号 平成 2 7 年度白老町一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 議案第 2 号 平成 2 7 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 号 平成 2 7 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 号 平成 2 7 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 号 平成 2 7 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 号 平成 2 7 年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 平成 2 7 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 号 平成 2 7 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算  
（第 1 号）
- 議案第 9 号 平成 2 7 年度白老町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

- 議案第 2 3 号 白老町行政不服審査法施行条例の制定について
- 議案第 2 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 白老町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 議案第 3 0 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 第 5 次白老町総合計画基本計画の変更について
- 議案第 4 2 号 白老町過疎地域自立促進計画の策定について
- 議案第 1 1 号 平成 2 8 年度白老町一般会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 8 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度白老町学校給食特別会計予算
- 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度白老町墓園造成事業特別会計予算
- 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

**○出席議員（14名）**

- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番   | 山 田 和 子 君 | 2 番   | 小 西 秀 延 君 |
| 3 番   | 吉 谷 一 孝 君 | 4 番   | 広 地 紀 彰 君 |
| 5 番   | 吉 田 和 子 君 | 6 番   | 氏 家 裕 治 君 |
| 7 番   | 森 哲 也 君   | 8 番   | 大 淵 紀 夫 君 |
| 9 番   | 及 川 保 君   | 1 0 番 | 本 間 広 朗 君 |
| 1 1 番 | 西 田 祐 子 君 | 1 2 番 | 松 田 謙 吾 君 |
| 1 3 番 | 前 田 博 之 君 | 1 4 番 | 山 本 浩 平 君 |

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

6番 氏 家 裕 治 君

7番 森 哲 也 君

8番 大 淵 紀 夫 君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                           |   |           |
|---------------------------|---|-----------|
| 町                         | 長 | 戸 田 安 彦 君 |
| 副 町                       | 長 | 古 俣 博 之 君 |
| 副 町                       | 長 | 岩 城 達 己 君 |
| 教 育                       | 長 | 安 藤 尚 志 君 |
| 総 務 課                     | 長 | 大 黒 克 巳 君 |
| 財 政 課                     | 長 | 安 達 義 孝 君 |
| 企 画 課                     | 長 | 高 橋 裕 明 君 |
| 経 済 振 興 課                 | 長 | 本 間 力 君   |
| 経 済 振 興 課 港 湾 室           | 長 | 赤 城 雅 也 君 |
| 農 林 水 産 課                 | 長 | 石 井 和 彦 君 |
| 生 活 環 境 課                 | 長 | 山 本 康 正 君 |
| 町 民 課                     | 長 | 畑 田 正 明 君 |
| 税 務 課                     | 長 | 南 光 男 君   |
| 上 下 水 道 課                 | 長 | 田 中 春 光 君 |
| 建 設 課                     | 長 | 竹 田 敏 雄 君 |
| 健 康 福 祉 課                 | 長 | 長 澤 敏 博 君 |
| 高 齢 者 介 護 課               | 長 | 田 尻 康 子 君 |
| 学 校 教 育 課                 | 長 | 高 尾 利 弘 君 |
| 学 校 教 育 課 食 育 防 災 セ ン タ ー | 長 | 葛 西 吉 孝 君 |
| 生 涯 学 習 課                 | 長 | 武 永 真 君   |
| 子 ど も 課                   | 長 | 下 河 勇 生 君 |
| 病 院 事 務                   | 長 | 野 宮 淳 史 君 |
| 消 防                       | 長 | 中 村 諭 君   |
| 消 防 課                     | 長 | 渡 邊 一 雄 君 |
| 監 査 委 員                   |   | 菅 原 道 幸 君 |

---

○職務のため出席した事務局職員

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 岡 | 村 | 幸 | 男 | 君 |
| 主 |   |   | 査 | 増 | 田 | 宏 | 仁 | 君 |

---

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日3月8日は休会日ですが、議事の都合により、特に定例会3月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、6番、氏家裕治議員、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、2月25日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会、吉田和子委員長。

〔議会運営委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議会運営委員長報告。

議長の許可をいただきましたので、2月25日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会での協議事項は、平成28年定例会3月会議の運営の件であります。

まず、2月23日から25日の3日間、議案説明会を開催し、3月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

定例会3月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、平成27年度各会計補正予算10件、平成28年度各会計予算12件、条例の制定・一部改正・廃止18件、合わせて議案40件であります。

また、昨日付けで、総合計画基本計画の変更、過疎地域自立促進計画の策定の議案2件が追加で提出され、本日、担当課長から説明を受けたところであります。

議会関係としては、例月出納検査等の報告、委員会条例の一部改正、選挙管理委員、選挙管理委員補充員の選挙、議員の派遣承認等を予定しております。

その取り扱いの協議の結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第11号から第22号までの平成28年度各会計予算の12議案と、この新年度予算に関連する議案第30号、31号、38号、41号、42号の5議案、合わせて17議案を一括とし、

また、監査に関する報告第1号及び第2号の2議案を一括とするものであります。

次に、代表及び一般質問は、2月29日10時に通告を締め切っており、代表質問については、5会派5人から7項目の通告を受けており、一般質問については、議員6人から9項目の通告を受けております。

このことから、代表及び一般質問は、3月9日、10日、11日の3日間を予定し、9日に代表質問、10日及び11日に一般質問を行うこととし、3月14日を予備日としております。

次に、平成28年度各会計予算と関連議案の17議案は、議会運営基準の規定により、議長を除く全議員による予算等審査特別委員会を設置し、3月15日、16日、17日及び18日の4日間、休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上のことから、定例会3月会議の期間については、代表・一般質問及び予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から3月22日までの15日間としたところであります。

最後に、定例会3月会議は、新年度予算の審議等もあり開催期間が長くなることから、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

**○議長（山本浩平君）** ただいま、議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これで、委員長報告は、報告済みといたします。

---

### ◎諸般の報告

**○議長（山本浩平君）** 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会3月会議の再開は、議案等の審議の関係上、おおむね15日間としたところでありますが、全日程につきましては、別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても、別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。

会議規則第111条第1項ただし書きの規定に基づき、定例会12月会議において、議員派遣の議決をした以降、現在まで、議会に関するもの、または、町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など、派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果につきましては、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告は終わります。

---

### ◎行政報告

**○議長（山本浩平君）** 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成 28 年白老町議会定例会 3 月会議の開会にあたり行政報告を申し上げます。

旭化成建材株式会社が施工した本町発注の杭工事に関する確認結果についてであります。

この件に関しましては、昨年 11 月に中間報告をさせていただいたところですが、同社が施工した本町発注工事の 6 施設のうち、データ流用が発見された 3 施設について確認を行った結果、白老町立特別養護老人ホーム寿幸園、エコリサイクルセンターしらおいの 2 施設については、先般、国土交通省が示す「くいの到達を確認する方法」によりまして、その妥当性が確認されたところであります。

また、残りの 1 施設、白老町消防庁舎につきましては、国土交通省の調査対象とされている杭打ち工法と異なることから、国土交通省の基準をもとに本町が確認をした結果、工事の妥当性を確認いたしました。

町民の皆様にはご心配をおかけいたしましたでしたが、いずれの施設も杭打ち工事には不具合がなく、安全性が保たれていることをご報告申し上げます。

なお、本 3 月会議には、新年度各会計予算案を含む議案 42 件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

---

#### ◎平成 28 年度 町政執行方針説明

○議長（山本浩平君） 日程第 5、町長から平成 28 年度の町政執行方針の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成 28 年白老町議会定例会 3 月会議の再開にあたり、28 年度の町政運営の方針について、私の所信を申し上げます。

私が、白老町長に就任し、町政運営を託されてから、2 期目 4 カ月が経過したところであります。

これまで、私は、町財政の健全化を目指すとともに、地域の活性化や町民の安全安心に取り組み、「みんなの心つながる、笑顔と安心のまち」を築いていくことが使命であると心に刻み、町政運営に傾注してまいりました。

就任以来、まちづくりへの課題が山積する中で、徐々にではありますが、全国的には国内経済が回復傾向にあり、外国人旅行者も史上最高に達するなどの状況とともに、2020 年の（仮称）国立アイヌ文化博物館の開設を大きな契機と捉え町全体の発展につなげてまいります。

28 年度の町政執行にあたりましては、私が掲げた 2 期目の公約を迅速・着実に取り組むとともに、町民の皆様一人一人がお互いを尊重し、支え合い、誰もがまちづくりの主人公として活躍できる共存共栄の「多文化共生のまち」を目指します。その取り組みを通して、ふるさと白老に気持ちを集め、ともに思いやり、希望を持って自分らしく生き生きと暮らす「みんなが



住みたいまちづくり」を進めてまいります。

私は、「多文化共生のまち～みんなが住みたいまちづくり」を進めるにあたり、次の3つの視点を町政に臨む基本姿勢といたします。

基本姿勢の一つ目の視点は、多文化共生のまちづくり人材を育てる町政であります。多文化共生のまちづくりは、象徴空間が開設されることを契機に、多様な相手への理解と尊重、支え合い、交流によって生まれる新たなまちづくりです。そのまちづくりを町民とともに進めるために、新たな地域リーダーを養成し、多様な町民参画を促進するために多文化共生人材育成プログラムと、知識・技能・心構えを身につけるために町民リーダーシッププログラムを提供してまいります。

そして、まちづくりに参画する皆様には、プログラムを通して、本町が長年にわたり築いてきた歴史や自然、風土、環境などを学んでいただき、新たに多様な人と出会い・交流によって触発され、達成感や幸福感を味わえる機会をつくってまいります。

二つ目の視点は、活力ある産業・しごとを創り出す町政であります。人口減少・少子高齢化に歯どめをかける地方創生を推進していくため、ひとを呼び込み、稼ぐ力を発揮していく地域力の向上が求められます。

この地域力向上を図るためには、地場にある資源を活かして生産する一次産業から加工、流通、販売、消費までの二次三次産業が連携して、地域内循環を促進することで地域経済力を拡大させることが求められます。そのためのマネジメント能力やマーケティング調査の機能を発揮し、雇用創出を図り、人材の確保を進め、持続的に運営できる組織・体制づくりを進めてまいります。

三つ目の視点は、安全安心な暮らしを支える町政であります。自助、共助を支えるのは地域コミュニティであり、最も身近な暮らしの支えであります。しかし、都市化、核家族化や未婚者の増加などによる共同体意識の希薄化、高齢化による活動力の低下、少子化による活力の低下など課題が増大しております。地域コミュニティの衰退により共助機能が失われていくことから、共助を支える仕組みの検討を行うとともに、公助として安全安心な暮らしを支えるために、生活・地域活動への支援、防災・防犯・見守り対策の強化、子育て支援や青少年の健全育成など、公的支援体制と行政サービスの充実に取り組みます。

この3つの視点に基づいた町政を推進するためには、新たなまちづくりの方向性として、国内唯一無二の「多文化共生のまちづくり」が皆様に理解・共有され、まち全体が一丸となった取り組み体制を築き、心をひとつにして果敢に挑戦・創造していかなければなりません。特に、4年後に迫る象徴空間一般公開の機会と、国が進める地方創生の流れをプラスして、町民が輝く「世界に拓かれるまちづくり」を進めてまいります。

次に、主要施策の展開について申し上げます。

この1年は、白老町の将来に向けた実践に向かう重要な年と位置づけております。

28年度の主要施策については、総合計画に示された各施策に基づいて、次の5つの分野により取り組んでまいります。

主要施策の第1分野は、「生活・環境」であります。

人と環境にやさしい安全で快適に暮らせるまちを目指すため、防災につきましては、災害に強いまちづくりを進め、増加・大型化する自然災害から安全・安心な暮らしを確保するため、災害に対する備えを強化するとともに、災害による被害を最小限にとめる減災対策を推進します。

28年度は、防災訓練や研修をはじめ、防災フェアを引き続き開催するとともに、災害備蓄品の整備や自主防災組織結成支援など地域防災活動の普及に取り組みます。

治水・海岸保全につきましては、河川・排水路の維持管理のほか、河川改修事業としてパンノ沢川砂防事業やメップ川災害対策事業に取り組みます。また、海岸保全対策としては、北海道事業として白老海岸虎杖浜地区の保全整備を促進するとともに、竹浦海岸の整備事業を強く要望してまいります。また、国の事業により白老地区人工リーフの整備を進めてまいります。

消防・救急につきましては、火災の未然防止に努め、町民の生命・財産を守るため、防火対象物の指導、住宅用火災警報器設置の促進や防火団体の育成に取り組むとともに、消防・救急・救助体制のさらなる充実を図り、町民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、消防防災力の強化として、消防用資機材、消火栓、消防防災用サイレンの更新を行います。

環境保全につきましては、持続可能な資源循環型社会の形成や快適で安全・安心な生活環境づくりのため、生活環境全般に関係する課題を的確に捉え、スピード感をもって課題解決に取り組むとともに、「自然とともに生き地球を大切にすまち」を標榜して環境基本計画を推進してまいります。

公園・緑地につきましては、町民の皆様との協働による公園の維持管理及び緑化活動を進めるとともに、象徴空間整備に合わせた公共空地の都市計画決定、都市公園の変更手続きを進めます。

住環境につきましては、引き続き町営住宅の計画的な改修を進めます。また、若年層や子育て世代などの定住意識の高揚と定住を促進するとともに、空き家対策の検討に取り組みます。

上水道につきましては、町民の快適な暮らしを支え、生活環境の向上を進めるため、安全で安心な水の安定供給を目指すとともに、減額した基本料金体系を維持いたします。

下水道・生活排水処理につきましては、施設の維持・保全に向け、計画的に整備を行い、下水道整備が見込まれない地域においては合併処理浄化槽の普及を図り、快適な居住環境を創出します。また、老朽化の著しいし尿処理施設の改修計画策定に着手いたします。

道路につきましては、交通基盤を適切に維持するため、管理・補修・整備の実施と中長期的な維持・活用・再生を明確化するため、公共施設等総合管理計画を策定し、計画に基づく補修を行い、町道整備事業や道路排水処理事業に取り組むことにより安全・安心で快適に暮らせる道路環境を支えてまいります。

公共交通機関につきましては、町民の移動手段の確保や高齢化の進展などによる将来的な取り組みを検討し、地域公共交通網再編に向けた調査・対策の計画づくりを進めるとともに、地

域循環バス元気号の利用をふやすため、機会ごとに情報発信を行い、わかりやすく工夫を凝らした周知に努めてまいります。

地域情報化につきましては、インターネット等の普及・活用による情報発信の適正化とセキュリティ強化対策を図るとともに、マイナンバー制度の導入に適切に対応してまいります。

主要施策の第2分野は、「健康・福祉」であります。

支え合いみんなが健やかに安心して暮らせるまちを目指すため、健康づくりにつきましては、健康診査未受診者対策の強化や生活習慣病の重症化予防の保健指導や栄養指導を訪問活動などを通して行い、町民の健康保持増進を図ってまいります。

また、父親が子育てに必要な知識を得て、育児参加を促す動機づけとして父子手帳の交付を行います。

地域医療につきましては、町立病院は地域における基幹的な公立医療機関として、信頼向上に努め、地域医療の向上に貢献するとともに、町立病院経営改善計画に掲げる目標値を着実に実行し、経営改善につなげてまいります。

また、町立病院改築基本構想（骨子）を基盤として「町立病院改築基本計画」を策定し、改築整備を進める上での重要事項の方針決定を進めてまいります。

地域福祉につきましては、住み慣れたまちで人と人とのつながりを大切に誰もが安心して暮らしていくために、日々の暮らしの基盤を大切に、福祉サービスの充実や相談支援体制の強化を図るとともに、各種の臨時福祉給付金の支給を行います。

また、地域で見守る仕組みの推進として、地域見守りネットワークや民生委員児童委員などによる相談支援に取り組みます。

子育て支援につきましては、子どもが健やかに成長できるよう、家庭教育の重要性を啓発し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めるなど、子育て家庭が孤立しない環境づくりを関係機関と連携しながら取り組みます。

特に支援を要する子ども・家庭には、保育料の軽減などの経済的負担緩和等に取り組むとともに、子どもの安全な居場所づくりのため、美園児童館の大規模改修を行います。

また、保育園については、「白老町保育事業運営計画」を策定し、適切な保育環境の提供に努めてまいります。

さらに、少子化・人口減少対策として、結婚、出産、子育ての切れ目のない支援を拡充してまいります。

高齢者福祉につきましては、中長期的な視点に立ち、地域包括ケアシステム構築の推進、生涯を通じた健康づくりと介護予防の推進、安心して暮らせる支援体制の構築とともに、地域全体で見守り互いに支え合う地域づくりを進めます。

特に、新しい総合事業移行への取り組みや高齢者の介護予防、閉じこもり予防、認知症予防などに取り組むとともに、見守りのための緊急通報システムを更新します。

主要施策の第3分野は、「教育・生涯学習」であります。

生きる力を育み、生きがいを実感できるまちを目指すため、教育行政執行方針に示すものの

ほか、28年度から施行する白老町教育大綱・白老町教育推進基本計画につきましては、その基本理念であります「ともに学びあい、こころひびかせ笑顔かがやく、教育の町しらおい」に基づき、教育行政における「学校教育」「生涯学習・社会教育」「家庭・地域の教育」のあり方について、基本方針、施策の方向性などを示し展開していくことでまちづくりの基盤となる教育の創造と実践に取り組んでまいります。

民族文化につきましては、アイヌ文化の復興・発展の拠点となる「民族共生の象徴となる空間」の着実な整備に向けて、国の検討状況の把握に努め、町民やアイヌ民族博物館等の考えを国に伝えるとともに、気運醸成を図るため、象徴空間整備促進事業の実施やアイヌ文化普及啓発活動を推進してまいります。

また、アイヌ文化基盤強化対策事業を通して象徴空間の管理運営組織の中核的役割を果たすアイヌ民族博物館の経営基盤の安定を図ります。

さらに、象徴空間整備に伴う周辺整備及び活性化の推進といたしましては、市街地活性化調査、仙台藩陣屋跡環境整備及びまちづくり会社設立推進、首都圏人材誘致などに取り組みます。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、28年度にスポーツ都市宣言40周年を迎えます。ますますスポーツに親しみ、健康や体力づくりの増進を図るための場所と機会を充実してまいります。

国際・地域間交流につきましては、28年度に盟約35周年を迎える国際姉妹都市ケネル市など、さまざまな交流を通じた人材育成や民間活力を生かした交流を支援するとともに、町民の主体的な交流活動を推進します。

また、文化交流や経済交流ではアジア圏や欧米など「世界に誇れるまちしらおい」をアピールして、まちづくりに有効な活発な交流を進めてまいります。

人権につきましては、正しい理解と人権尊重の理念を深めるため、人権擁護委員や保護司などの関係団体との連携を深めるとともに、多文化共生の意識啓発を進めてまいります。

主要施策の第4分野は「産業」であります。

地域資源を生かした個性あふれる産業のまちを目指すため、産業連携・雇用につきましては、産業活動の連携強化に努め、地場資源を生かした企業誘致やU I Jターンなどの人材誘致を積極的に進めるとともに、新たな低利融資制度の創設による経営の安定化、雇用の確保や町内経済循環の拡充による力強い地域経済力・地域産業力の基盤構築を進め、地域経済の再生・活性化や雇用の拡大を図ってまいります。

さらに、全国移住フェアなどに参加して移住定住を促進するほか、地元就労者や子育て世代の定住促進に取り組みます。

港湾につきましては、白老港の利用促進を図るため、第3商港区の静穏度向上に向けた施設整備を要請するとともに、第3商港区の大型船舶の利用拡大や上屋利用を含めた港湾施設の利用拡大に向けたポートセールスを行い、貨物量の増大を図るとともに、港湾施設の維持管理に努めます。

商工業につきましては、本町の優れた地場産品や、それらを取り扱う町内外の店舗を認定、

推奨する「しらおいブランド認定制度」を構築し、ブランド力の強化と販路拡大を図るとともに、ふるさと納税等による地場製品のPRを強化します。

また、地域産業の活性化を図るため、食、自然、温泉、文化等、地域資源の利活用の促進、創業支援や空き店舗対策による街なかの魅力づくり、賑わい創出を進めます。

観光業につきましては、国内外からの観光客増加に向けた開発事業やインバウンド向けの滞在型観光に取り組むとともに、道の駅開設に向けた民間主体の検討組織への支援を行います。

また、2020年を見据えた観光誘客活動や受け入れ体制の強化を図るとともに、ガイド等の人材育成を進めてまいります。

農林業につきましては、基幹産業である一次産業の基盤強化を図るとともに、農産物を安定的に供給するため、産業間連携を進め、販路拡大と流通経路の確保に努め、農業の生産基盤を強化してまいります。

また、安定した肉用牛生産に向けた飼養管理体制の強化や畑作等の農業基盤整備による生産性の向上を支援してまいります。

林業は、民有林対策として未来につなぐ森づくり推進事業や森林・山村多面的機能発揮対策推進事業などに取り組むほか、町有林の間伐などにより、森林機能の増進を図ります。

水産業につきましては、漁業経営の基盤を強化し生産性の向上を図るため、資源管理型漁業と栽培漁業における管理体制の強化と生産基盤の整備を図るとともに、衛生管理の向上に向けた環境整備、安全操業・就労環境の改善に向けた整備や栽培漁業の資源保護を促進する規制の執行などを進めます。

主要施策の第5分野は「自治」であります。

人と人との理解と信頼による協働のまちを目指すため、協働のまちづくりにつきましては、職員の意識と取り組みを促進する協働のまちづくり推進班の活動を活発化するとともに、地域と行政の協働のパイプ役を担う地域担当職員制度による連携を強化してまいります。

また、地域活動の活発化を促進するため、地区コミュニティ計画の推進に取り組み、行政による支援も検討してまいります。

さらに、町内会や地域まちづくり団体の活動を促進することや相談・協力・連携を充実するために町民活動サポートセンターの取り組みを強化してまいります。

行財政運営につきましては、財政では、財政健全化プランに基づく財政運営を着実に推進するとともに、プランの見直しに取り組みます。また、公共施設等の長期的な維持・管理・配置の方針を定める公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

行政改革では、限られた財源や人員の中で、多様な行政課題に対応するため、組織機構の検証や定員の適正化を図るとともに、事務事業評価を実施し事務事業の見直しを図るなど、効率的効果的な行政運営を行います。

また、第6次行政改革大綱の策定に取り組むとともに、人事評価の実施と制度の見直しを行います。

組織機構では、象徴空間整備と連動した活性化対策を加速させるための専門部署として、

「地域振興課」を新設するとともに、教育委員会の子ども課を「子育て支援室」として健康福祉課内に移管し、子育て支援を総合的に推進する体制を整備します。また、高齢者や障がい者に優しい町民サービスを行うための手続き専用窓口を新たに設置してまいります。

さらに、町職員の意識改革や能力向上を図るとともに、町民から信頼される職員を目指すため、積極的かつ前向きに挑戦する人材の育成を推進します。

企画政策では、象徴空間整備を好機とする活性化プランを推進し、周辺整備やまちづくり会社の設立などを促進します。また、多文化共生のまちづくりを理解、浸透していくため、情報の発信、啓発活動の強化、活動する組織・体制づくり、まちづくり人材の確保・育成するための手法・対策に取り組んでまいります。

また、外部人材の活用として、地域おこし協力隊制度により地域力の担い手となる人材を招致し、地域活性化を推進するとともに、定住を促進してまいります。

さらに、自治基本条例の見直し時期であることから検証委員会を設置して検討を進めます。

以上、28年度の主要施策について、総合計画の5分野に基づいて概要説明申し上げました。次に、予算編成について申し上げます。

国は、地方創生の取り組みを深化させるための新型交付金の措置や一億総活躍社会の実現のための財政措置を拡充することとしております。

そのことから、国の総合戦略を踏まえ、少なくとも当面の5年間を見据えた施策展開を図られるよう継続的なものとするほか、地方団体が着実に執行することができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費の地方財政措置を確実に行うこととしております。

地方財政計画においては、地方税が大きく伸びリーマンショック以前までの水準に回復したことに伴い、臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されたため、前年比16.3%の減少となっております。しかし、地方交付税は前年度比0.3%の減としており、「まち・ひと・しごと創生」の推進のため、普通交付税の算定に、昨年引き続き「人口減少等特別対策事業」の項目が継続されており、地方創生のための財源等を確保したことになっております。

このような状況で28年度予算編成については、町税がわずかに減少しておりますが、地方消費税交付金、ふるさと納税寄付金等の増加によって一般経常財源が増加しており、財政健全化プランで定められた財源枠で総合戦略等の行政課題を積極的に展開することといたしました。

この結果、一般会計につきましては、総額90億1,000万円、前年度比1億1,000万円、1.2%の増加となりましたが、過去10年間で3番目に小さい予算規模としております。

次に、歳入歳出の概要について申し上げます。

最初に歳入についてであります。

町税は、町民税が景気の低迷や人口減少と高齢化の影響もありますが、減少傾向から抜け出した状況となっております。法人町民税は、税制改正の影響により、1,315万8,000円の減、固定資産税は太陽光発電による償却資産の増加により190万5,000円の増を見込んでおり、町税全体では前年度比1,380万8,000円、0.6%減の22億2,006万円を計上しております。

地方譲与税関係につきましては、地方消費税交付金が昨年度から増加しており、前年比

7,420万円、25.0%増の3億7,100万円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方財政計画で、前年度比0.3%の減となっておりますが、普通交付税は前年度同額の34億2,000万円を計上し、特別交付税も前年度と同額の2億5,000万円を計上しております。

町債につきましては、通常分7,440万円、過疎債ハード分1億5,650万円、過疎債ソフト分2,300万円とし、前年度比8,790万円、53.0%増を計上するとともに、臨時財政対策債は7,600万円、18.6%減の3億3,200万円を計上しております。町債全体では、1,190万円、2.1%増の5億8,590万円を計上しております。

次に歳出であります。

経常経費につきましては、総額82億3,980万6,000円で前年度比3,166万4,000円、0.4%の減となっております。主な要因は、給与費5,584万8,000円の増、繰出金5,256万9,000円の増、公債費1億203万4,000円の減、一般行政経費5,668万6,000円の減によるものであります。

臨時事業費につきましては、総額7億7,019万4,000円で、前年度比1億4,166万4,000円、22.5%の増となっております。その内訳は、継続事業としては55件、4億3,746万5,000円で1,410万3,000円、3.1%減となっており、新規事業は36件、3億3,272万9,000円で、1億5,576万7,000円、88.0%増を計上しております。

次に特別会計、企業会計について申し上げます。

はじめに、特別会計9事業につきましては、総額75億2,992万2,000円で、前年度比7,508万5,000円の増となっております。主な増加事業会計は、公共下水道事業特別会計の4,434万5,000円と介護保険事業特別会計の3,440万円であります。また、一般会計からの繰入金の増加は6,276万円であり、主な増加事業会計は国民健康保険事業特別会計の3,039万5,000円、公共下水道事業特別会計の1,565万4,000円と介護保険事業特別会計の1,180万5,000円であります。

次に、企業会計2事業であります。その総額は15億6,640万7,000円で、前年度比1億592万1,000円の増となっております。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で458万5,000円、支出で423万8,000円の減としており、主に資産減耗費や企業債利息の減少に伴うものであります。

資本的収支では、支出において1億736万4,000の増となっておりますが、新たに地方債等の購入で長期資金運用を行うことによるものであります。

国民健康保険病院事業会計につきましては、前年度において企業債の元利償還が終了したことに伴い収益的収支のみの予算編成であり、前年度比1,047万8,000円の増となっております。主に薬品費を含む材料費及び新規医療機器リース資産減価償却費の増額に伴うものであります。

以上、予算編成の概要につきましてはご説明しましたが、詳細については、後ほど予算案の審議に沿って担当より説明させていただきます。

以上の結果、28年度の当初予算は、一般会計 90 億 1,000 万円、特別会計 75 億 2,992 万 2,000 円、企業会計 15 億 6,640 万 7,000 円、合計 181 億 632 万 9,000 円であります。

以上、3月会議にあたり、町政に臨む私の基本姿勢と、主要施策の展開、予算の概要について述べさせていただきました。

28年度は、申し上げましたように「多文化共生のまちづくり」に向けて、「人材育成」「産業創生」「地域創生」を基本姿勢として、まちを活性化する地方創生を加速してまいります。

白老町の名誉町民第1号の高橋房次先生は、高木兼寛氏の「病気を診ずして病人を診よ」の言葉に感銘を受け、白老町での地域医療に貢献しました。何人も差別せず、貧しい人からは治療代もとらなかったと言います。患者の往診の依頼があれば、大雪や吹雪の中でも深夜でも絶対に断りませんでした。また、自身が賞を贈られることについては信条に反することであったと言われ、終生、金や名誉を望まずにひたすらまち医者としての信念を貫いた、その生き方が人々をして「コタンの赤ひげ」とか「コタンのシュバイツァー」と呼ぶ所以でした。

こうした先人が示された受容と寛容の姿こそ共生の原点ではないのでしょうか。

多文化共生のまちづくりは、共に生きる地域社会に対する意識啓発、理解共有、そして社会参画に発展していくことが重要であります。それには、人材育成、連携と役割の最適化を図り、多様な交流・取り組みから新たな世界観を見出す革新へつなげてまいります。多様性・ダイバーシティとは、多様な人材を積極的に活用しようという考え方のもと、社会的マイノリティの就業機会のみならず、性別や人種、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、有能な人材の発掘、斬新なアイデアの喚起、社会の多様なニーズへの対応などを図ることによって、革新・イノベーションを起こしていくことでもあります。

私は、このまちは新たな発展を切り拓く、確かな可能性を秘めていると信じ、共に力を合わせて「みんなが住みたいまち」の実現に向けて、たゆまない努力を続けていく決意であります。

最後になりますが、町民の皆様、そして議員の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成28年度にあたっての町政執行方針といたします。

---

### ◎平成28年度 教育行政執行方針説明

**○議長（山本浩平君）** 続きまして、日程第6、次に、教育長から平成28年度の教育行政執行方針の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

安藤教育長、どうぞお願いいたします。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

**○教育長（安藤尚志君）** 平成28年白老町議会定例会3月会議にあたり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

人口減少や少子高齢化の急激な進行、グローバル化や情報化の進展など、社会情勢が激しく変化する中で、地方創生を成し遂げるためには、ふるさとを愛し、地域社会の発展に貢献する人材の育成が求められています。



教育委員会といたしましては、「ともに学び合い ころろひびかせ 笑顔かがやく 教育の町 しらおい」という白老町教育推進の基本理念のもと、次代を担う子どもたちが、夢と希望を持ち、ふるさとへの愛着を育みながら、みずからが主体的・創造的に未来を切り拓く「生きる力を育む教育」を進めるとともに、子どもも大人も、全ての町民が、思いやりや感謝の心を持って、互いに尊重し合い、共に生きる喜びと信頼を大切にしながら、学び続け、みずからを高める「共に育ち合う教育」を進めてまいります。

このような決意のもと、28年度は、「豊かな学びで 共に育ち合い 未来を切り拓く しらおい教育の推進～共に育む 学びの創出～」を目標に掲げ取り組んでまいります。

以下、学校教育、生涯学習、家庭・地域教育の順に、28年度における主な施策の執行方針を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

学校教育においては、社会をたくましく「生きる力」を育成するという理念のもと、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成を図るため、家庭や地域との連携を深めながら、豊かな学びを創り出す、教育活動の推進に取り組んでまいります。

初めに、子どもの確かな学力の育成についてであります。

本町の学力向上の指針である「児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダード」の実践を深化させながら、基礎学力の定着を図るとともに、学びの連続性を見据えた小中連結の取り組みを充実し、子どもの学ぶ意欲や表現力、思考力や判断力を高め、確かな学力を保障する取り組みを進めてまいります。

また、学力向上サポート事業を継続し、講師2名を小学校に配置するとともに、グローバル化する社会に対応できる人材の育成を見通し、今年度より小学校低学年から英語に親しむ教育を推進してまいります。

さらに、確かな学力の向上を図るためには、その両輪となる望ましい生活習慣の確立が重要であることから、家庭や地域との連携によるアウトメディアの取り組みを推進するとともに、地域ボランティアの支援のもと、地域塾を開催するなど、確かな学力づくりを地域ぐるみで進めてまいります。

支援の必要な子どもの教育につきましては、特別支援教育支援員7名を配置し、子どもの学校生活を支援するとともに、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別支援コーディネーターを中心として、子ども一人一人の教育的ニーズに応えながら多様な学びの場や支援体制の充実を図ってまいります。

アイヌ民族の歴史と文化を学ぶ学習につきましては、民族共生の象徴となる空間の整備を見据え、アイヌ民族に対する正しい歴史認識や伝統文化の理解を通して、多文化共生の心を育むとともに、「ふるさと学習指導モデル」の実践と深化を図りながら、ふるさとへの愛着を育む教育を充実してまいります。

次に、豊かな心と健やかな身体の育成についてであります。

心の教育につきましては、道徳教育の要となる道徳の時間において、「わたしたちの道徳」

等を活用し、規範意識や倫理観、命の大切さ、思いやりや感謝の心を育成しながら、さまざまな課題等を解決し、よりよく生きていくための資質や能力としての道徳性を育ててまいります。

また、職場体験やボランティア活動、認知症サポーター講座など、地域社会との関わりを通して、互いを認め、支え合う共生の心と地域社会の一員としてのたくましく生きる力を育ててまいります。

いじめの問題につきましては、人間として絶対に許されない行為であるという認識のもと、「白老町いじめ防止基本方針」に従い、未然防止と早期発見、早期解消を図るため、アンケート調査などによる実態把握と日常的な指導とあわせて、関係機関等と密接に連携しながら対応してまいります。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員の活用による相談体制を充実し、子どもを取り巻く環境改善と心の成長を支援してまいります。

健やかな身体の育成は、健康維持はもちろんのこと、子どもの気力や活力など、学校生活への意欲に大きく関わっています。

そのため、新体力テストを全ての学年で実施し、実態を踏まえた体力向上プランを作成し、体育の授業や部活動、一校一実践の体力づくりなど、日ごろから体を動かす運動習慣づくりに取り組んでまいります。

また、がん教育を教育課程に位置づけ継続するとともに、薬物乱用防止教室、性に関する指導、食に関する指導など、子どもの健康を守る教育の充実に努めてまいります。

しらおい食育防災センターにつきましては、徹底した衛生管理のもと安全で安心な学校給食の提供を目指すとともに、和え物やサラダなどメニューの多様化により、一層バランスのとれた給食の提供を行い、児童生徒の健やかな身体の育成と体力の向上を図るとともに、地場産品の食材を取り入れ、食を通じたふるさと学習に取り組んでまいります。

また、アレルギー対応給食につきましては、保護者との面談や各学校との協議を重ね、2学期からの対応に向け準備を進めてまいります。

さらに、学校における授業の一環として、調理・施設見学、食育学習や職業体験の実施、一般町民向けの試食会及び防災関連の事業を引き続き行うことにより、広く町民に親しまれるよう施設の活用を図ってまいります。

次に、地域とともにある学校づくりの推進についてであります。

子ども一人一人の確かな成長を実現するため、目標やビジョンを共有し、学校を核として、家庭、地域が一体となって、子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを目指し、取り組みを推進してまいります。

そこで、地域ぐるみで子どもたちの義務教育9年間の学びを支える仕組みとして、保護者、地域住民の学校運営への参画と教育活動の一層の充実を図る小中連結型コミュニティ・スクールの準備・導入を進めるとともに、学校支援地域本部事業の取り組みを推進してまいります。

教職員の資質向上につきましては、教員の専門性と指導力の向上を図る研修推進のため、町教委研究指定事業、白老町教育研究会への支援・協力を継続するとともに、「しらおい教師

塾」を継続し、子どもたちを取り巻く多様な変化に対応するための総合的な人間力の育成と、資質・能力の向上に努めてまいります。

安全・安心な学校づくりにつきましては、自然災害をはじめ、事件事故に対して、迅速かつ適切に対処するため、危機管理マニュアル等の点検と見直しを行うとともに、交通安全教室や防犯教室、防災訓練等を実施し、みずから危険を回避する力を育てる安全教育に努めてまいります。

また、教職員を対象に応急手当研修を実施するなど、子どもの命を守る体制整備を進めてまいります。

学校施設の耐震化につきましては、竹浦小学校校舎及び体育館の耐震改修を実施してまいります。

また、学校施設の耐震化率 100%に向けて、萩野小学校北側校舎の実施設計を進めてまいります。

次に、生涯学習・社会教育について申し上げます。

町民が心豊かに生活を送るためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かすことのできる環境をつくることが重要であります。楽しさや喜びを実感しながら、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習の推進を図るとともに、自己の目標に向かってみずからの意思で学習内容や方法を選択し、主体的に創造する生涯学習社会の実現を目指してまいります。

また、象徴空間の開設に向け、ふるさとを再発見し、多文化共生社会を実現するための地域学を推進してまいります。

初めに、青少年教育についてであります。

子どもたちの社会性と健全な精神、丈夫な身体を育むため、本町の豊かな自然や歴史、文化などの地域資源を活用し、学校や家庭、地域と連携しながら、社会で生きる力を身につける体験活動などの取り組みを推進してまいります。さらに、青少年のニーズにあった多様な学習機会を提供し、青年層の社会参加を促す取り組みを進めてまいります。

次に、芸術文化活動についてであります。

まちの歴史や文化を学び、親しむことなどから生まれる郷土に対する愛着心や誇りを育むことは、まちづくりの原点であります。

このことから、白老町文化団体連絡協議会やNPO法人しらおい創造空間「蔵」など関係団体との協力を深め、地域に根差した芸術文化の充実を図るとともに、町民による主体的な文化活動を支援してまいります。

また、豊かな感性を育み、生きがいを持って学ぶ意欲を醸成するため、多彩な芸術文化に触れる機会を創出し、町民の文化力の向上に資する取り組みを推進してまいります。

さらに、みんなの基金を活用した町民活動団体の主体的な活動を積極的に支援し、民間活力を生かした芸術文化事業の推進に努めてまいります。

次に、文化財についてであります。

町民が郷土愛を持つことができるよう、本町の歴史や文化遺産を活用した特別展等を引き続

き開催するとともに、史跡白老仙台藩陣屋跡の第2次環境整備を展開し、文化財の保護と活用を進めてまいります。

また、施設や人材を有効に活用できるようアイヌ民族博物館や地域の活動団体等とのネットワークを構築し、白老が誇る歴史文化への関心や理解の向上に努めるとともに、アイヌ文化などの伝承文化を身近に感じられる機会の創出に努めてまいります。

次に、健康づくりとスポーツ活動の推進についてであります。

町民が健康で豊かな生活を営むためには、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境の整備が重要であることから、総合体育館にトレーニング機器を導入して、その活用を促進し、町民の基礎体力の向上を図ってまいります。

また、関係団体と連携・協力し、健康マラソン・ファミリーウォーキングや黒獅子旗獲得記念軟式野球大会などの各種スポーツ大会や、総合型地域スポーツクラブGenキングしらおいクラブの支援を行ってまいります。

さらに、スポーツ施設につきましては、指定管理者と連携し、運営の円滑化と利用促進を図るとともに、事業等の実施にあたっては、主催者や各種競技団体との連携を図りながら、施設の有効活用を推進してまいります。

次に、図書館についてであります。

全ての世代の町民が本を読む楽しさを共有できるよう、誰もが親しみやすい読書環境の整備や基本図書の充実にも努めるとともに、家庭や学校、地域ボランティアなどとの連携による、本にふれあう機会の充実に取り組んでまいります。

そのため、幼児期からの読書活動として、絵本の読み聞かせやブックスタート事業を実施するとともに、町民の学習要求に対応したレファレンスサービス、地域での読書機会を拡充する移動図書館やなかよし文庫等を引き続き推進するなど、図書館サービスの向上に努めてまいります。

次に、家庭・地域の教育について申し上げます。

家庭教育は、全ての教育の出発点であるとともに、子どもたちの健やかな成長を育むためには、地域のさまざまな機関や団体がネットワーク化を図りながら、学校、家庭、地域が相互に協力し、それぞれの役割と責任を果たしていくことが大切であるとの認識に立ち、地域全体で学びを展開していく、子どもも大人も学び合い、育ち合う教育体制の構築を目指してまいります。

初めに、青少年健全育成についてであります。

近年、児童虐待や青少年にかかる事件事故、ネットトラブルの増加など、青少年を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

青少年の健全育成を推進するため、青少年育成町民の会をはじめ、青少年健全育成にかかわる団体との一層の連携を深めながら、地域教育ネットワークの強化を図ってまいります。

また、早期発見、早期対応による非行防止に努めるため、関係機関との情報交換を徹底するとともに、アウトメディアの実践を通して望ましい生活習慣の確立を目指してまいります。

さらに、学校・家庭・地域の協力体制のもと、全町的なあいさつ運動や見守り活動、巡回活動、啓発活動を行い、子どもたちが安全に過ごすことができる環境づくりを推進します。

次に、「しらおい子ども憲章～ウレシパ（育ち合う）」の具現化についてであります。

この憲章の具現化を図るため、引き続き各小中学校の子どもたちに「子ども憲章推進委員」を委嘱するとともに、まちづくりを考える機会づくりとして「子ども議会」を開催してまいります。

また、子ども夢基金を創設し、子どもたちの豊かな感性と、将来への夢や希望を育むことができるよう、事業を展開してまいります。

以上、平成 28 年度の教育行政執行方針に関する主要な方針について申し上げます。

社会がめまぐるしく変化する時代にあっても、地域の発展と、地域の未来を担う子どもたちの成長は、その地域に住む人々の希望であります。

教育委員会といたしましては、地域のさまざまな機関や団体等との連携を深め、ふるさとへの愛着や誇りを育む取り組みを進めるとともに、学校・家庭・地域が相互に協力・協働し、子どもも大人も学び合い、育ち合う教育を推進してまいります。

そのために、学校力はもとより、家庭における教育力や地域の持つ教育力を高めながら、「生きる力」と「共に育ち合う」をキーワードとして、子どもたちの確かな学力と豊かな心、健やかな身体を育む学校教育の充実、さらに、全ての町民が主体的・創造的に実践する豊かな学びを推進し、しらおい教育の振興と発展に向けて総力を挙げて取り組んでまいります。

町民の皆様、並びに、町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、平成 28 年度教育行政執行方針といたします。

**○議長（山本浩平君）** ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 10時59分

---

再 開 午前 11時10分

**○議長（山本浩平君）** それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。議案の内容等によりまして、先議あるいは、日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** ご異議なしと認めます。それではそのように取り扱いをさせていただきます。

これより議案の審議に入ります。

---

◎議案第 25 号 白老町子ども夢基金条例の制定について

**○議長（山本浩平君）** 日程第 7、議案第 25 号 白老町子ども夢基金条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河子ども課長。

**○子ども課長（下河勇生君）** 議 25-1 をお開きください。議案第 25 号、白老町子ども夢基金条例の制定について。

白老町子ども夢基金条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

次のページの議 25-2 をお開きください。附則。この条例は、公布の日から施行する。

次のページの議案説明でございます。

しらおい子ども憲章の精神に基づき、本町の未来を担う子どもたちの夢と希望を育み、健全な心身の成長を図ることを目的とする事業に資するための基金を設置し、安定的かつ効果的に実施する必要があることから、本条例を制定するものである。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

---

#### 白老町子ども夢基金条例

（設置）

第 1 条 白老町の未来を担う子どもたちの夢と希望を育み、健全な心身の成長を図ることを目的として実施する事業の資金に充てるため、白老町子ども夢基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金は、指定寄附金及び予算で定める額を積み立てるものとする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第 5 条 この基金の設置目的を達成しようとする必要が生じたときは、町長は所定の予算を定め処分するものとする。

（繰替運用）

第 6 条 町長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 25 号、白老町子ども夢基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 14 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 8、議案第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 14 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第 1 号でございます。

平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 14 号）。

平成 27 年度白老町の一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 3,207 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 99 億 1,294 万 2,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の変更及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

**○議長（山本浩平君）** ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。ほぼ、全部の款にわたる補正予算でありますので、区切りを設けまして、質疑を行いたいというふうに思います。

歳出から先に質疑に入ります。議案第 1 号の 28 ページをお開き願います。

それでは、28 ページから 39 ページ、1 款議会費から 2 款総務費までの歳出について、質疑のございます方はどうぞ。

5 番、吉田和子議員。

**○5 番（吉田和子君）** 5 番、吉田和子でございます。

35 ページの地域おこし協力隊活用事業について伺います。これは創生事業のほうの総合戦略ともかかわりがあるのかと思って伺っていきたいと思います。白老町は地域社会の新たな担い手となる地域おこし協力隊の活用事業と、また人口の増を目指しての事業としているけれども、今回は農業と生活支援、まちづくり推進促進の 3 分野に分けているというふうになっていきますけれども、昨年末から受け付けを始めたとしていますが、何名を予定し、募集方法と締め切り日はいつなのかということが 1 点、それから現在までの申し込み数は何名か、またどういった分野を希望しているのか。

それからもう 1 点、1 月に東京ビッグサイトで開かれた全国地域おこしフェアに参加していて、そのときにもこういったことの受付とか、相談とか話があったような話がありますけれども、どういった状況なのか、お知らせ願いたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** ただいまの地域おこし協力隊活用事業についてのご質問でございますけれども、12 月 28 日から募集を開始いたしまして 1 カ月間ですけれども、応募が 9 名ございました。そのうち、分野を今 3 分野申しましたけれども、農業分野がゼロ名、そして生活支援が 1 名、まちづくりが 8 名という内訳になっております。そのため、新年度への予算計上は 4 名ということで採用のほうを進めております。

それから、1 月に参加いたしましたフェアの関係でございますけれども、白老のブースのほうには 40 名程度、訪れていただきまして、その中から実際に 1 名の方が応募して、先日の面談に参っております。この地域おこし協力隊、27 年度については今申し上げましたように募集事業が中心でございますが、採用を今進めておりますが、新年度からは採用して外部人材の活用、そして地域への定着ということを進めてまいりたいと思っております。

**○議長（山本浩平君）** 5 番、吉田和子議員。

**○5 番（吉田和子君）** 先ほど 9 名というお話がありました。予定としては 5 名というふうに私は捉えていたのですが、それ以上の人数になっていきますので、本当にこの地域で住んで、地域のために働き、そしてできれば地域に住んでもらえるような方法でもっていくということになれば、希望者は全員というか、町の募集にマッチすれば、人数はオーバーすること



もあるということなのかということが1点と、それから地域おこし協力隊の受け入れ条件等は、まちとして準備はきちんとされているのかどうなのか。新年度から採用を進めていくとしていきますけれども、住家だとかいろんなものを含めて今後の定着に向けたものも含めた、その準備というのはしているのかどうなのかということが1点と、それからこういうふうに言ったら怒られますか、町に将来的には、これは3年は条件だったと思うのですけれども、その後白老町やはり住んでいただくためのサポートをしていくと。白老町を好きになってもらって住んでもらうということが大きな目的の一つであるというふうに考えるのですが、そういったふうに考えると、高齢の人、東京のほうは何か60歳の人も来たという話もちょっと聞いたのですけれども、年齢制限は設けられているのか。そういった点、どのようにお考えになっているか伺いたしたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** ただいまの人数の問題ですけれども、9名募集があつて、それぞれに希望する分野、応募条件の中の分野について面接を行いました。今回は、農業分野への希望者がなかったということもありまして、それは新年度にまた再び募集等を継続させるという予定になっております。

それから採用基準、今後の定着につきましてですけれども、まず、年齢制限は今回設けておりません。年齢制限を設けるという方法もございます。今回は、まず、地方に来て、自分の思いを持って活動していく方を見きわめるというかそういうことで、3年間の間に起業、もしくは就業を目指して活動していただくということを中心に考えてそういうような条件にしておりますし、あと、全く違うところから本町にいらしていただくということですので、その生活面についても支援、各まちで行っておりますのは、やはりそういう支援組織をきちんと立てて、その方のサポート、ケアをしていくということでございますので、本町でもそういうやり方を新年度に考えております。

**○議長（山本浩平君）** 5番、吉田和子議員。

**○5番（吉田和子君）** 先ほど一つ、5名というふうに伺っていたのですけれども、人数は9名採用になったのかどうかということが1点と、それから今、全国的に問題になっています。

空き家対策ということが今後大きな課題になっています。白老町としても今後空き家対策というのも重要になると思うのですが、こういった方々を空き家を利用していただくと、そういった考えはないのか、その辺伺っておきたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** 採用人数につきましては、現在のところ、今回の募集の中で選考いたしましたのは4名ということにしております。それから、その住むところにつきましては、基本的には自分で探していただいて、あと家賃補助をこちらのほうからしていくということの基本にしておりますので、もし、斡旋等の希望がありましたら、それには対応してまいりたいと思っております。

**○議長（山本浩平君）** ほか、質疑のございます方どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、38 ページから 51 ページまで、3 款民生費の歳出について、質疑のあります方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 39 ページの循環福祉バスについて質問します。これも前の議会でも出ていますけれども、私もここで言わせていただきます。まず、昨年 12 月 1 日、元気号の路線、ダイヤ改正、これで高齢者の皆さんから、きょうもあしたも生活の不便に対するせっぱ詰った切実な声が高くなっています。それは病院への通院、買い物に利用する循環バスの元気号は以前にも増して不便だと。こういうことが不信、不満渦巻いています。そういうことで、これは議会という言い方がいいかわかりませんが、議会にも矛先が向けられています。議会は何しているのですかとといった声があります。当然、私にも攻撃的な声が届いています。そこで、町は、今 3 カ月になりますけれども、こういう高齢者が、あるいは障がい者等々が本当に困っているのに、町は苦情等を聞く場所を設けたのだろうか。新年度予算に云々は別です。あれはまた別な新年度予算で協議しますけれども。やはりすぐにでも真摯な声を聞くべきだと思うのです。あれだけの改革やダイヤ改正をしたときに議会にも何ら説明がなかったです。多分、聞いていれば議会もいい知恵が出たと思います。皆さんより地域のことを知っていると思いますから。そういうことで、説明責任問われているのです。当然、応答責任も問われますね。そういう苦情に対してどのような応答をしているかと。これも私も耳にします。ここであえて言いませんけれども。そういうふうにはやはりスピードをもって行政が正面から取り組むのが本来求められている行政サービスではないかと思うのですけれども、まず、そこを伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 12 月 1 日に改正したバスの関係でございますけれども、いろいろなささまざまな町民からのお声は私どもにも届いております。それで、そのことにつきましては改正とか、そういうような対策は打っていかねばならないというふうには捉えております。それで、バスの乗車については担当者も実際に乗って、そこで乗車された方の声も実際に聞いてまいっておりますけれども、やはり多くは時間帯ですね。便数が少ないですとか、都合のいい時間帯にバスがないというお声が 1 番多いということです。それから、あと、よかった点としてはバス停が若干ふえたり、駅のところにバスをふやしたことはよかったという声も伺っておりますけれども、我々としてはやはり時間帯の問題ですとか、そういうものを解消していくための対策として、今回、新年度に入りますけれども、やはり専門家と一緒に取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 一つは、前回より悪くなったということなのです。そういうことをやはり受けとめないといけないと思うし、新年度予算のことを言ったけれども、結果的には

委託ですね。自分たちも回るかわからないけれども、1番知っているのは地元の人の声です。なぜ職員がその前に汗水流して意見を聞いて、そういうものをつくらないのですか。そして町長に提案する、あるいは議会にも意見を聞く。結果的にコンサルタントに委託して終わりです。そういうことをやるから町民から支持を受けられないのです。まずそこです。それと、非常に不便になったとあります。当然、利用者が極端に減っていると思います。この3カ月で、それぞれどれくらい減っているか教えてください。数字を押さえていると思いますから、その利用者の状況について推移をお願いします。それと、1番大きいのは、元気号を利用して町立病院に通院している人が非常に不便だと言っているのです。多分、これも減っていると思います。当然、経営にも影響していると思いますけれども、これらは本当に命と健康を守る我々行政がそのままでもいいのかということを実に痛切に感じるのです。私はこれに対しては義憤を感じます。町の姿勢に対して、やっていることに対して。職員はもっと真剣に考えなければだめです。他人事ではなくて。本当に私たち議員もそうだと思います。まちに行ったら開口1番それです。先般、私も町内会の高齢者の人が集まっているのを聞いたら、白老の人さえ言っているのです。緑丘の人でさえ、不便になったと。もっともっと声を聞いてください。町長も副町長も足を運んで、ぜひそういう場を設けて。何回言っても同じだと思います。それで、それに輪をかけて言うのは申し訳ないのだけれども、運転手が非常に無愛想でサービスが悪いというのです。まず言葉遣い、これはどういう教育をしていますか。皆さん乗ったと言っていますが、どういう感じ方をしているかわかりませんが、10人集まったら6人言われます。運転手無愛想。ダイヤ悪くなった、運行時間がかかる、しまいには運転手がそうだったら本当にどうするのですか、耳の悪い年寄りや障がい者の方。何とか考えてください。答弁願います。

**○議長（山本浩平君）** 高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** まず、12月以降の乗客の推移についてでございますけれども、例月の数字でいきますと、月2,500人から3,000人ぐらいで、12月以降は800人から900人に減っているという状況にあります。それから、病院の減少については捉えておりませんが、病院にいらっしゃるお客様からは、やはり時間帯の不都合があるということは聞いておりますが、それでもバスに乗っていらっしゃるというふうに捉えております。それから、バスの運転手の関係でございますが、先日も雪が降って運行できなかった日があります。私どもも道南バスとお話するのですけれども、やはり対応についてはきちんとこちらからは申し上げておりますので、今後さらに今言われたように運転手さんの対応ですとか、会社としての対応はきちんと町からも申し入れしていきたいと考えております。

**○議長（山本浩平君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 1点目の利用者、町民の声、地域の声聞くべきという点でございます。この点は、本当にその地域の声きちんと聞いて、ダイヤ、それから運行経路、こういった見直しはしなければならぬというふうに考えています。当然、町民の代表である議会の皆さんにも次の変更はどうしていくかという部分もきちんとご相談申し上げて、どういうルートが1番利用しやすいか、そういったことも実証運行を踏まえながらやっていかなければな

らないというふうに考えています。まず、地域の声というのは当然大切なことですし、利用されている方の声と、利用したいがされていない人の声もきちんと押さえなければならないというふうに考えていますので、次に向けてこの点はしっかり対応したいと考えます。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

**○13番（前田博之君）** ぜひ、そういう部分の町民の声を聞くという姿勢がこういう時代大事なのです。財政厳しい、言えばお金がないからできない、こう言われているのだけれども、本当こういう気持ちとか聞いてあげて一つでも改善する。一つでもほっとした部分が、元気号でもまちづくりでもそうです、出てくれば町民もやってくれているなという気持ちになるのです。これはこうやって一つのものがばんばん蔓延するのです。それで今言ったように、利用者と利用されていない声だと言うけれども、私に入ってくるのは利用者です。乗った人の声なのです。ぜひ、考えてほしいと思います。

それと、議会の声を聞くと言っていますけれども、議会も去年、一昨年ですか、そういう運行循環バスで視察に行ったりしているのです、公費を使って。意見もまとめています。なぜそういうことで事前に議会の声を聞かないのか。やはり余計なことかもしれませんけれども、最近本当に議会の意見を聞くとかいろいろ言うけれども、案外議会から声を出す、あるいは議会にこういう問題ありますという説明、こうしたいということがない。それは次に予算審査始まりますから事例を挙げて質問しますけれども、最近そういう議会も提案型です、一緒にまちをつくりましょうと言いながら、言うのだけれども聞いたこと聞きっぱなし、やりっぱなしなのです。もっと真摯に議会にも、皆さん14名いれば、2倍いれば倍の耳はあるし、もっともつとあるのです。そういう声がたくさんあるのですから、そういうことをやはり行政に反映していく、これは1番身近な情報だと思います。そういうことがなぜできないのかと私は思うのですけれども、ちょっと質問から外れていますけれども、大きな問題で言いますと、私は本当に日ごろそういうジレンマを感じているのです。本当に議会として声をあげて、町民の声を議会から反映する。それがどういうふうにつながってくるのか。だけでも反応がない。その辺のその緊張感というのですか、どうか考えてほしいと思うのです。ただ、ものをつくって成果があったのではなくて、こういうときだからこそ気持ちのこもった、相手に伝わる、汗を流すことが伝わる、そういう行政をぜひやってほしいと思うのですけれども、これは元気号も含めてです、いかがですか。

**○議長（山本浩平君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** これまでも元気号も含めてという話ですけれども、議会からご提案いただいて、私どもが検討するという部分はしっかり課長会議の中で、その部分をどのように取り組んで今後展開していくかと。それは検証をしてございます。今回のお話もきょういただいたお話が、雲のように消えて霧のように散っていくと、そういうことのないように、このことはきちんと受けとめて、28年度町長の執行方針の中でもそういう部分の見直しもしていくという部分がありますので、事前に議会のほうにも提示しますので、ご意見をいただきながら、いいものにしていきたいというふうに考えます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 今、前田議員に関連するのですが、前田議員もう少し言いたかったのだけれども、3問しかないから、この程度で終わったと思います。私もこのバスについては、なぜこうなるのか。このバスは平成7年から始まって、このころは人口まだ2万3,000人ぐらいです。高齢化率が27%ぐらいだったと思います。ここのところは今、頭の中で言っているからわからないのだけれども。しかしながら、それから約4,000人口が減ったと。高齢化率が40%を超えた。お年寄りがふえた。お年寄りのために平成7年にやったのだけれども、そのお年寄りが40%ぐらいになったと。それで、今、人口が減ったから利用者がどんどん減ってきていますね。だけれども、先般の議員の中から意見があったけれども、バスを3台にすべきだという意見もありました。人口が減ってきているのに、なぜ3台いるのだということになりますね。でも、なぜ3台が今必要だというのは、これは運営の仕方が悪いからなのです。人口が減って、利用率が減って、そして2台のやつが3台いるというのはおかしいでしょう。おかしいだけ今の運営方法が違うのです。それから運転手はいらいらしている。これはなぜかという、このたびのこのバスの時間帯がJRの時間帯みたいに1分刻みみたいなような時間ですね。バスの時間、停留所の時間が。ですから、お年寄りはどんどん高齢化になって、体が動かなくなって行動が遅くなってきた。おまけにこの時間帯が1分刻みだと。私はこれが運転手のいらいらになっているのではないかと、私はそう思っています。ですから私は、先ほどの専門家の意見を聞くと言ったけれども、町民の利用する人の意見を聞くのが本当なのです。専門家の意見を聞いてどうなるのですか。それから、議会の意見はずっと聞きっぱなしです。ほとんど最近何でも聞きっぱなしなのです。ですから、私は町民の利用する方の意見をしっかり聞くこと。ですから、今のようなことになるのです。それから、これは今この利用する方々は、一段と高齢化になってきた。足腰が弱ってきているのです。ですから、私は今車の返上する高齢者が随分ふえてもいます。ですから、何年か前までは80歳を超えても無理しても運転していたのです。でもこのごろは、高齢者の運転免許返上が随分多くなってきている。それはやはりニュースでもいつもあるけれども、家に飛び込んだり、アクセルの踏み間違いとかという、ああいうのを見ていて、先日も私にこういうニュースを聞くと私も返上すると言っていました。ですから、この福祉バスが大切なのです。ですから、私はもう1回言っておくけれども、最近、前田議員の言ったように町民の間からいらいらがすごくあります。いらいらしていると言っています。これは、あの時間、1分刻みです。あの時間は次の停留所まで1分刻みのところがたくさんあるのです。こういう時間の運用の仕方が、私はこういう運転手のいらいら、ましてや町民のいらいらなんか当たり前です。ですから、地域の声を聞く。地域の声、そして使う人の声、専門家の声なんかは必要ないです。もう10何年間もやっていて今さら何の専門家の声ですか。ですから現実の姿をやはりきちんと見つめて、このバスの運営、これはなかなか今までの話からすると1回決めたら、いろいろな補助金の問題もあってなかなか決められないという話を聞いています。でもこれは特別この5月ぐらいに大幅なきちんとした町民の意見を聞いて、早くやはり新たな運用、バスの時間帯を思い切って町長の判断で決めるべきだと思う

のですが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** 専門家の意見を聞いてということではなくて、専門家と一緒に考えていくということで、当然、利用者とか町民、地域の方、議員の皆様の声を聞いて検討していくというのはちょっと言い足りなかった点でございます。それで、今ご指摘のあった1分刻みというお話もありましたが、高齢者が家から何十メートルか何百メートルか歩くにあたっては、やはりそういう時間の計算も難しくなってくるのは事実であると思っております。今後、検討しなければならないのは、本当にこの路線バスの体系だけでいいのかという問題があります。それで今回地域網計画といって、地域全体を路線バスだけではなくて、さまざまな交通手法でカバーしていくというような考え方を導入したいというふうに考えておりますので、その中には路線バスで十分間に合う方もいますし、そのときには目的別の、例えば病院を主にして路線バスを時間を合わせるとか、そういうことも考えられますし、ほかの乗り方はほかの対象者にあった乗り方というのも考えられますので、そういうようなさまざまなケースで対応していくということにあたっては、今お話ありましたように、さまざまな方からの意見を聴取しないとつくり上げていけませんので、そういうような対応を進めてまいりたいと思っております。

**○議長（山本浩平君）** 今の質問の中で、スピーディーに5月ぐらいの中で政治判断でできないのかと、こういう質問がありました。この点についての答弁を願います。

高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** 今、具体的に5月ぐらいというお話がございましたけれども、実際に何か変更をかけるとか、新しいものを導入するというのは、ちょっとほかの交通機関との関係もありますので難しいというふうに考えています。

**○議長（山本浩平君）** 12番、松田謙吾議員。

**○12番（松田謙吾君）** 難しい質問をしているのです。難しいのがわかっているからできないかと言っているのです。それが私はだから戸田町長の政治判断でできないかと言っているのです。私はこの事業、もともと確か道南バスと1,700万円ぐらいから始まったのです。今は確か2,600万円のはずだと。でも、まちの持ち出しは今900万円ぐらいでやっていますでしょう、補助金が入ってきて。私はそういうお金のこともあるけれども、では他のまちはどうかと言ったら、他のまち、ニセコ町は4,500人の人口でこういうバスに5,000万円かけています。栗山町も1万3,000人のまちに5,000万円かけている。それから当別町も1万7,000人ですか、あそこのまちも5,000万円以上かけているのです。ですから、私はこの白老町はその中でも確かに交通便の悪いところではありません。交通便は悪いところではありませんけれども、温泉ができて、住まいの悪いところがあるのです。高齢者が住まいの交通の悪いところに住んでいる。全体を見ると白老は交通便がいいかもしれないけれども、皆さんが住んでいる、この地域が交通便が悪いのです。ですから、この一長一短でものを考えないで、白老はこの高齢者が住んでいる、この温泉地帯、それでこの温泉地帯をどうするかということでこの福祉バスが始まったのですけれども、もう今は温泉地帯も何もありません。まち全体が高齢者に

なって、先ほど言ったようにスーパーがなくなって、病院もなくなって、その中で町民は本当に買い物難民から始まって、今本当に困っている。私も北吉原にいて豆腐1丁を買いに白老まで来るのです。私は車があるから白老まで来るのだけれども、車のない方は豆腐1丁を買いにハイヤーで来なければいけないのです。来ている人はいます。そのタクシーで来たからいいとか悪いではないです。やはり今、困窮者も随分いるわけですから、それからみんなが不便だと。先般、我々議会の中の新年会でもこの話が大きくお話しされて、何とかこれは政治判断で議会全体でやってもらおうという話まで、先般、事実1月に出たのです。ですから私は、これを先ほどのようにいろいろなおりにやると、もう2年後なのです。でも、それまで待てるような猶予はないのです。みんな、お年寄りと会うたびに言われるのは、本当に不便になったと。なぜあの萩野の公民館に集まって乗りかえをしなければいけないのかと。もうこんな高齢者の方々が本当に困っているわけですから、私は町長の政治判断できちんとやってください。人材不足でなかなかできないのであれば、私はなぜ今よく人材不足、人材不足と言っているのですが、何白老の役場が人材不足なのですか。それは職員の給料を下げてもチベーションが上がらないからみんな人材不足になっているのです。職員の給料を上げて、そして人材を確保して、そしてこういう町民の困っていることに役場が先頭立って人材をつくって、人材がいなかったら職員の給料を上げなさい。上げて、そして人材を、今どんどん役場の職員が辞めているようだけれども、やはりそういうところが人材不足になって、こんなことになっているのではないですか。私は遠くから見てそう思っているのですが、町長どうですか。職員の給料を上げて人材をつくって、今多文化で人材をたくさんつくろうとしているけれども、モチベーションを上げて、そして物事をしっかり考えるような職員を逃げていかにきちんと押さえて、そういう調整をしてください。どうですか。

**○議長（山本浩平君）** 戸田町長。

**○町長（戸田安彦君）** ちょっと2点、最初の人材育成の話、この人材育成とモチベーションの話と給料の話がありました。私もそう思っています。思うところは同じでありますので、28年度は財政健全化プランの今までこの3年間を財政規律の中で進めさせていただきましたが、このプランの中で給料も含めて見直しは考えていきたいというふうに思います。それと福祉バスですね、今言ったように役場のほうにもクレームもきております。全く町民の声を聞いていないわけではなく、いろんな方の声を聞いて今回のダイヤの改正をしたところではありますが、やはりまた不便をかけているというのは重々知っております。この3カ月の結果も踏まえて協議もさせていただいて、このままではだめだというのは私も重々認識をして、先ほど5月というとまた5月ちょっと本当にできるかどうかということもありますので、早急に補助をもらっているダイヤ改正でありますので、これはこのまま現実的には1年間は続けていかなければならないと考えていますが、そのほかに先ほど言った金額の問題、この金額ではやはり限界があるというのは重々知っておりますので、それも含めて検討は今していくのと、町民の負担がなくやはり利用してもらわないとだめなので、いかに1人でも多く利用してもらおうというのは今アイデアを出している最中でございますので、5月という明言はできませんけれども、

できるだけ早く、今のダイヤ改正にプラスアルファの見直しはかけていきたいというふうに考えております。

**○議長（山本浩平君）** ほか、ございませんか。

5番、吉田和子議員。

**○5番（吉田和子君）** 5番、吉田です。39ページの民生費の中の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業なのですが、この間の説明では白老町では3,280人いて、1人当たり3万円で、4月に発送するという説明を受けたのですが、この事業に関して2例ぐらい伺いたいと思うのですが、基準はどのようになっているのか。これは個人通知になるはずだと思うのですが、自己申告なのかどうなのか。それから先ほど福祉バスでもいろんな町民の声があるのですが、この前の商品券を贈呈する事業がありましたけれども、町民の皆さんから不平不満がすごくこれもあるのです。基準をわからないでいるということなのだと思うのです。そういったことの周知というのはもらう人だけではなくて、町の大きな事業として、こういう制度でこういうふうなことで、対象者はこういうことで個人通知がありますと。そういったことをきちんと言っていないと、どうしてあの人してもらえて私がもらえないのか、あの人もらえるのはおかしいのではないですか吉田さんとすごい言われるのです。私も個人個人の情報だから私はわかりませんという話はちょっとしているのですけれども、基準に従ってやっているはずという話はしているのですけれども、また今回こういう新たな事業が出てくると、金額的にはちょっと大きいですし、これは年金の昇給とかそういうことを見込めない低年金所得者に対する対応で、一億総活躍社会の関連事業としてやるわけですから、そのもらえる人は喜んでいますが、もらえない人はなぜもらえないのかというその理由がはっきりわからないということがあると思いますので、その辺のお考え方を伺っておきたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 長澤健康福祉課長。

**○健康福祉課長（長澤敏博君）** 年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、まず基準といたしましては、平成27年度、今年度行っております簡素な給付措置、臨時福祉給付金の対象者で、平成28年度中に65歳以上となる方。それで町民税非課税という方がまず原則にあります。ただ、町民税非課税であっても課税されている方に扶養されているという方につきましては、対象外という形での条件もございます。先ほど1人につき3万円という形で実際3万円で白老町の場合、予算化しておりますのが3,280人分という形で見込んでおりまして、一応、当方で考えておりますのは、まず4月の広報に掲載したいというふうに考えております。その形で受付期間が基本的には28年度前半の個人消費の下支えということがあるものですから、早い時期に支給をしなければならないということで、受付期間も今までの臨時福祉給付金と違まして3カ月間で受付期間を設けております。受付期間につきましては、4月の中旬から7月の中旬までを考えております。対象となると思われる方につきましては、個人の皆様のほうに申請書を送付させていただきます。送付された方につきましては内容等ご確認の上、健康福祉課、役場、各出張所のほうに関係書類を添付して申請していただくと。今回、申請の中で簡素化しているのが、今年度の臨時福祉給付金と同じ口座の場合は銀行の通帳等の写しを必



要としませんという形の中で対応していきたいというふうに考えておりますので、その辺については若干簡素化もされる形かと思えます。その内容を広報の中に説明する欄というのが非常に小さいものですから、なかなか今言った条件、いろいろな条件があるのですが、全部の条件はできませんが、一応対象となる方につきましては、先ほど言いましたように申請書を交付したいというふうに考えてございます。

**○議長（山本浩平君）** 5番、吉田和子議員。

**○5番（吉田和子君）** ことし行われました、先ほど言いました臨時給付金は、これも個人通知で資格ある人にいくと思うのですが、これは町民も悪いのかもしれませんが、封筒がきてもきちんと見ない、それから目が悪くて見づらい、わからないというのが声としてすごいあるのです。だから封筒の表紙にでもいいから、わからなかったらここに電話してくださいと大きく書くか、何かしないとそのまま置いている人が多いのです。読まないのです。それでもらえないで、きっと町でもらっていない人がいると思います。これは国の支給なのです。町民の生活の下支えするのにもらわない人が一人でもいるということは町にとって損害だと思うのです。そういうことから考えると、1人も漏れのないようなことをするというので、申告しない人はこちらから電話1本してあげる、前にも言ったと思います。電話をしてあげるとか、今詐欺もあるのでお金がもらえるといたら何か変に誤解されることもあると思うのですが、できればそういう手を尽くして、臨時のこういった事業が後で精算したら戻りがあるとかそういうことのないような体制づくりをしていただきたいというふうに思います。

それから最初に聞くのを忘れました。45 ページの子ども医療費助成事業。これは中学生までの医療費無料化だったと思うのですが、これも臨時事業で予残が残っていますけれども、何人ぐらいの人が受けたのかだけお知らせ願いたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 長澤健康福祉課長。

**○健康福祉課長（長澤敏博君）** 今、吉田議員のご提案も含めまして、まず、郵送はします。そのあとうちのほうも今も、27年度の臨時福祉給付金はもう申請期間終わりましたが、個別な勧奨もやりました。ただ、電話とか、そういう形での勧奨というのは、やはり今お話あったように、今そういう詐欺関係のものがあるものですから、そういうことはやらず、やはり文書でのということがありますので、ちょうど今、封筒をつくる予定がございまして。そこで何か検討できることがあれば、封筒に一文加えるようなそういうような工夫はちょっと検討したいとは思っています。申請がされていない方につきましても再度、期間は短いのですが個別勧奨を、また文書でやるというようなことも考えておりますので、そういうことでなかなか個人個人という形ではない形は難しいのですが、ただ、今回高齢者ということがありますので、高齢者を担当する高齢者介護課のほうにいるケアマネジャーさん、各事業所にいるケアマネジャーさん、高齢者施設が入っている事業所、そういうところへの協力依頼の文書、そういうものも考えまして皆さんが申請上げていただく方法を考えていきたいというふうに考えております。

**○議長（山本浩平君）** 畑田町民課長。

**○町民課長（畑田正明君）** 子ども医療費の関係で、2月末現在ですが、申請件数は延べで

512件あります。助成額につきましては152万3,000円を助成しております。以上です。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 本当に読んでいただいて申請できてそういう人はいいのですけれども、この間ちょっとこういうお話があったのでこういう機会にお話しさせていただきますけれども、役場の窓口で用事があったと。その方は左目が全然見えません。右目もほとんど見えなくなっているのです。役場へ来たときに、ここ違います、そちらのほうに行ってくださいと言うのだけれども、こうやって見ても字が見えないのです。それで本当にどうしようと思ってやめて帰ってきたというお話があったのです。いろんなこれからの生活のことを相談したくて行ったのですけれども戻ってきたというのです。その周りにいた人たちがどうしてそこへ連れて行ってとか、呼んでとか言えばよかったですよと言ったら、役場の仕事している人に向かってそんなことはとても言えなくて帰ってきたというお話があったのです。私は今後、窓口いろんなこういった、わかっている人はいいのです。わからない人、それからそういう手続きをしない人、なぜなのかということをしちんと原因を究明して、きちんとかちら側から手を打ってあげるということをししないと、周知もしている、個人通知もしている、だけどそのすき間でわからなくてやれない、できない人がいるのだということをしちんと念頭においてやっていただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今の吉田議員のお話、心に刻んで、できるだけたくさんの方が申請できて、この国からの給付金がもらえるような形、当方もいろいろな工夫をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、民生費の歳出について質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 12時01分

---

再 開 午後 1時05分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、50ページから57ページの4款環境衛生費の歳出につきまして、質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 51ページの国民健康保険事業特別会計繰出金の財政への影響についてお伺いします。非常に一般会計厳しい中、今回の補正予算の歳入と財源を見ると、非常に交付税はじめ、財源が予算見込みより相当な額がふえて、財政が非常に楽になったような感じが入ってきてまして、そういう額が補正予算でもかなり財政再建のほうに向けた額がありまして、総額からいけばかなりの歳入財源がふえていると思います。そういう中ですので、この財源が余裕がありそうに見えている中で国保で4,400万円、多分この数字はあまり抵抗のな

いような錯覚になっていると思います。しかし去年、一昨年の財源状況から見たら、もしこの3月予算で補正で4,400万円ぐらいの補正が出たら大変な財政に影響を与えていると思うのですけれども、そういうような、今の補正予算の中ではそういうことを感じないかもしれませんけれども、本来であれば非常に財政を圧迫しているような問題ではないかと思うのですけれども、その辺のまず見解を伺います。

**○議長（山本浩平君）** 安達財政課長。

**○財政課長（安達義孝君）** 今回の3月補正におきまして、さまざまな健全化と赤字会計の解消を行っております。国民健康保険会計も26年度の赤字の解消分、もしくは霊園墓園会計の次年度以降の償還金の繰り出し等もあります。また、一方では繰り上げ償還、これは公債費の残高を減少させる対策、もしくは実質公債費比率を下げる対策を含めて行ってまいったり、または3年後に生じてくる退職手当の特別負担金の積み立て等と、あと繰り替え運用の部分を償還するというような対策を行ってまいりましたけれども、繰出金でいけば今処理しなければ次年度以降も今回の国民健康保険の特別会計のほうでも畑田町民課長からご報告申し上げたとおり、1億4,000万円程度の赤字がまた見込まれるということでございますので、これを放置しておくとも累積されてもう手の施しようがない赤字となると、当然一般会計に影響を与えるということで今回処理いたします。次年度まだ本年度の決算がまだ終わっていないのですが、相当額の赤字額が出るということになりますと、また来年度において、それを支援していかなければならないという状況がございますので非常に厳しい状況です。本年度も昨年度の繰越金等とか、普通交付税が出ておきまして、既に繰越金の1億6,000万円はもう既に消化しましたし、特別交付税の1億4,000万円のうち、8,000万円はもう今回の補正で消化しております。総額2億4,000万円ほど今年度になって補正予算、そのうちには今回のような対策もございませぬけれども、それだけの補正予算財源使っておりますので、少なくとも1億から2億の補正財源を持ち合わせていないと28年度も十分な財政運営できないというような状況でございます。用意ドンで来年、国民健康保険で1億4,000万円ほどの赤字が出ると、皆さん今言った数字から1億4,000万円引いていただくと、非常に厳しい状況がまた生まれてきますので、28年度の財政運営については当初からまた厳しく補正予算等も行っていないと、運営できない状況でございますから、それについても少しでもやはり健全化に向けた対策を着実に打っていないと、また大変な状況になるということで今回そういう面も含めて両面で対策を行ったという次第でございます。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

**○13番（前田博之君）** そうすることで、国保4,400万円ですけれども、薄まっているように見えていますけれども、非常に財政に影響あるということですね。それで今、来年が1億4,000万円ぐらいあると。こうなると、安達財政課長が今年度やりくりをこうして多少財政健全化が少しよくなったかというような見方にはされます。そうなっていると思います。しかし、今の話を聞くと、28年度にこの1億4,000万円、非常に大きいと思います。そして27年度決算によって、財政健全化プログラムをつくらなければいけないけれども、やはりこの1億

4,000 万円、これから国保会計、その 28 年度でなくても今の白老の高齢化率、いろいろなことを考えたら、この国保会計が繰り出しとして財政圧迫する原因になっていくのかと思いますけれども、28 年度は非常に大きいですけれども、その以降も今の状況からいけば多少の繰り出しの金額は変わるけれども、ある程度の大きな額で推移するというふうに見込んでよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 新年度予算もご説明申し上げますけれども、繰出金の増加原因は、やはり国民健康保険の 3,000 万円ほどまたふえているという状況でございます。その繰り出しを行ってもまたさらに赤字額が生じてくるというような状況でございますから、いろいろな特別会計の繰出金で支援を行っておりますけれども、ここにきて国民健康保険の財政状況が非常に厳しい状況でございます。その部分の繰出金が今後とも、29 年度まで本町で行う会計としてまだ 2 年残っていますので、その間の赤字額に対する繰出金がふえていくという状況がまた見込まれていますから、なかなか気の緩むことができないような状況でございますので、29 年度もさらにまた健全化に向けて努力しながら、28 年度には見直しがございますけれども、なかなか厳しい状況でございます。そういう部分の赤字額も十分対応しながらまた見直しをつくっていかざるを得ないというような状況でございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございますか。

8 番、大淵紀夫議員。

○8 番（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。今の件でちょっとお尋ねしたのですけれども、国保広域化が 30 年から始まるということになると、1 億 4,000 万円は 27 年度ですね。ということは、27 年、28 年、29 年と、悪くすると同程度の赤字が予想されるというふうに今の答弁は理解していいのですか。

○議長（山本浩平君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 国民健康保険会計は原課の課長おりますので、詳しい説明は原課の課長から伺うと思いますけれども、一昨年度の赤字 2,800 万円みても、それとことしの 27 年度の状況を見ても全く医療費が増加したという要因もございませんし、国庫補助金等が減って、その分がマイナスになっていくというような状況でございますので、このままいけば来年がそうしたらその部分がまた解消されるかという状況がございませんので、29 年度までの広域への移管になるまで同じような状況が続くのではないかと私は見えていますので、ですからあと 3 カ年、ことしを含めて、そういう対応をせざるを得ないというようなことは見込んでいかなければいけないかと思っています。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 今、安達財政課長のほうから今後の国保会計の状況をちょっとお話したのですが、安達財政課長がおっしゃる通り、27 年度、単年度だけを見ますと、医療費は去年から見るとほとんど同じか、若干下がっているような状況なのです。歳出のほうは下がっているというような状況の中で、歳入のほうは例年に比べたら落ちていると。例えば療養

給付費負担金とか、あと療養給付の交付金、交付金につきましては退職者なのですけれども、退職者自体の制度がもう 27 年度からは新規加入というのとはなくなる状態なものですから、当然その医療費に対して交付金がきますから、対象者が少なくなることによって交付金も下がるというような現象が起きていると。それとあと療養給付金の負担金については、これは 100 分の 32 が国のほうからもらえるのですけれども、これも医療費が少なくなればそれだけ入ってくる金が少なくなるといような状況が、去年あたりから、26 年度も 2,800 万円ほどの赤字を出しているのですが、その 26 年度あたりから収支のバランスというのですか、そこら辺が崩れ始めているといような私どもの分析では見ていまして、これが今後も続く可能性はあるのかと。入ってくるお金は多分少なくなっている状況は続くのかと。医療費も今 3 連携とかいろいろな形で対応している中で、医療費も減ってはきているのですが、そういうような歳入と歳出のバランスが 26 年度あたりから崩れ始めて、今後もこのような状況は続かないでほしいとは思っているのですけれども、続く可能性は担当者としてはあるのかというふうに押さえております。以上です。

**○議長（山本浩平君）** 8 番、大淵紀夫議員。

**○8 番（大淵紀夫君）** 8 番、大淵です。多分、本当はこれは国保会計でやったほうがいいのではないかと思っていたのですけれども、ここまできたのだからちょっと 1 点だけ。要するに約 3,000 万円から 1 億 4,000 万円までふえるわけでしょう。もちろん当然退職制度がそうになっていったら医療費も本当は下がるはずなのです。本当は下がらなかつたらおかしいはずなのです。しかしそれは遅れてくるだとか、それからそこでバランスが崩れることが考えられるのだけれども、ただ 1 億 4,000 万円というのとはべらぼうな金額ですね。そこの主たる原因が何なのかというのは、その退職者医療の交付金だとかが減っただけで 1 億 4,000 万円が下がるのかというのが率直な疑問なのです。これは、実際、今回僚議員が質問したように白老町の財政の圧迫の最大要因になるということにははっきりしているので、もちろん担当課長が悪いとかそういうことではなくて、そこは根本的なその 1 億 4,000 万円というのとは何なのかと。そこをちょっと教えてください。

**○議長（山本浩平君）** 畑田町民課長。

**○町民課長（畑田正明君）** 見込みとして、27 年度決算で 1 億 4,000 万円ぐらいの赤字になるという大きな要因としましては、先ほどの答弁の繰り返しになるのですけれども、一つは療養給付金の交付金がこれについては約 5,800 万円、当初予算からみて減っているのです。もう一つ、先ほど言いましたけれども、療養給付金の負担金、これは 100 分の 32 の話ですけれども、これが約 5,200 万円減っています。あと一つ、今回の補正にも上げましたけれども、療養給付費の負担金の精算分、過年度の平成 26 年度精算分が 4,300 万円、今回補正で上げているのです。これを足すと 1 億 5,400 万円の減額になっているといような、これが大きな 1 億 4,000 万円、決算見込みとして 1 億 4,000 万円ぐらいになるという大きな要因になっております。先ほど言いましたけれども、今後も、当然退職者が減れば医療費も減るのですけれども、それに伴って交付金も減るといような状態が続いて、そこのバランスが保てれば赤字

額が縮小されるというか、そういうことは今後出てくるとは思うのですけれども、あと一般被保険者の方々の療養給付金の負担金についても医療費は若干減って、減ることによって負担金も若干少なくなってくるというような状況下にありますので、今後うちのほうとしても1億4,000万円というのは今の現在の見込みで1億4,000万円という形で、あと1月、2月診療がどれぐらいになるか、歳出のほうでどれぐらいになるか。これと大体歳入のほうはもうそんなに動かないのかというふうには押さえているので、あと1月分、2月分でどれぐらいの医療費の請求がくるのか、これによっては1億円台以下になる可能性も若干は見込んでいますけれども、そういうような状況であります。以上です。

**○議長（山本浩平君）** ほか、ございますか。12番、松田謙吾議員。

**○12番（松田謙吾君）** 一つだけ質問します。57ページ、環境衛生費の（3）バイオマス燃料化施設管理運営経費2,621万4,000円の減額になっております。27年度の当初は、確か8,012万2,000円、運営費にかかるのだと。合わせて償還金6,471万1,000円ありましたね。そうすると1億4,456万5,000円があのバイオマス事業の昨年の言うなれば赤字分なのです。これで2,621万4,000円、火事太りというか、火事になって2,600万円下がった。それはいいのですが、確か5,000万円ぐらい保険金が下りたようなお話が前の全員協議会でありました。その保険金全てを火事の改善のために使ってしまったと。言うなれば1億4,456万5,000円の赤字が、1億1,834万1,900円なのです、私の計算ですが。これは私は火事になってよかったとは言わないけれども、どうせ捨てている金だから、火事のおかげだと思っています。言うなれば民間感覚でいうと火事太りと言うのです。まず一つは火事の工事が完全に終わったのかどうか。それともう一つは、これだけの赤字があるのですが、今試験運転だと、減額減産体制の試験運転だと言っているのですが、予算書には28年度もあります。何とかしてこの28年度は私はいろいろな手法を使って、何とかしてやめられないものかこう思っているのですが、言うなれば27年度のこの総括と、それから28年度の考え方をお聞きしておきたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 山本生活環境課長。

**○生活環境課長（山本康正君）** バイオマスの今の工事の状況からまずご説明させていただきます。3月11日が工期ということで、1度皆さんにご説明をさせていただいておりますが、工事は2月末で終了しております。それで今現在、固形燃料の生産のほうはしております。ただ、本格的にといいますか、引き渡し等が11日で、きょう明日といいますか、引き渡しがありますので、それをもって本格稼働という形になってくるかと思っております。それと、今回の復旧工事にかかった工事費、先ほど松田議員のほうから金額的なお話ございましたけれども、ちょっとその辺でご説明させていただきたい部分でございますが、予算額が4,943万7,000円ということで、補正予算を計上させていただいております。それで実際に、当初の落札額は4,827万6,000円ということでしたが、その後設計変更等がございまして、75万6,000円、これにつきましてはベルトコンベアのローラーの一部が経年変化によりまして動作不良になっていたというところの交換ですとか、あと冷却装置の廃熱ダクトに設置するメンテナンスフイ

ルターの材質変更だとか、あと消火用の設備の配管にスプリンクラーですね、そちらの凍結防止のための電熱の敷設をしたというのがあります。実際の最終的な工事費といたしましては、4,903万2,000円という形になってございます。ですから、先ほどおっしゃってました保険金が1,100万円ほど入ってきますので、ほぼやはりその分工事費にかけたというのはいまはございますけれども、実際には必要な復旧についてこちらのほうは現状復旧と、それから機能改善工事について必要なものを行わせていただいたということで考えてございます。それから、まず28年度以降につきましては、28年が3カ年の最終年度ということになりますので、また当初予算の審議の中でも、今予算を上程させていただいておりますが、今回の火災も受けましてやはり今までの1,700トンからかなり減産をした体制の中で考えて今ございますので、その中でその以降の施設のあり方について考えていきたいというふうに考えております。28年度の中では、今、予算のほうを計上させていただいておりますが、その28年度の中で、以前から議会等でも答弁させていただいておりますが、その中で方向性について検討させていただくということでございますが、あくまでも今、その段階で検討していくということで、やめるという形ではなくて、そういう検討をしていくということでご理解をいただければと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、58ページから63ページ、6款農林水産業費から7款商工費までの歳出について、質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 61ページの食材王国しらおいブランド強化事業であります。78万円補正予算で落とします。当初の事業は156万1,000円です。約半分を仕事していないということですね。それで、今回、78万円減額、半分不用額としたことは事業執行できなかった事業の内容と、その理由、それと当初補助金80万円です。これが40万円になっています。40万円残っていますけれども、これらの40万円やらなかった事業と、もう3月ですから終わっていると思いますけれども、これらの40万円の事業内容、これについて伺います。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） まず、今回の補正に関しましては、当初見込みで北海道市町村振興協会の補助金を獲得する前提で当初予算をスタートしたのですが、4月以降の精査の中でちょっと獲得を見送らざるを得ないというところで、すいません本来でいけば早い時期に補正の減額等を上程すべきでしたが、この時期に及んだ次第でございます。その中で執行としましては補助金、外部原資を活用せずに当初予算の額の半分の中で執行をしてきた状況でございます。その中で協議会のほうに執行しています補助金は約半分、40万円ということで今執行していますが、現在も今の40万円の中で昨年のイメージキャラクターを作成した中でのPR啓発グッズ等を今、現在の中で作成中ございまして、おおむね今年度中に終わる予定で

考えております。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

**○13番（前田博之君）** そうすると、よくわからないのでもう1回。40万円はどういうふうに使途としているのですか。それでその事業内容と、それをやった効果は何なのですかということです。今、バッチをつくると言ったけれども、キャラクターって、のんのみたい食材王国のキャラクターをあそこに投げておいて今度はバッチをつくって何をやるのですか、誰が使うのですか。本来の食材王国というのはそんなものではないでしょう。そういう予算消化をするみたいな事業のやり方はやめてください。もっと真剣に、先ほども言ったけれども、汗を流して、町長の公約の1番でしょう。ましてこの食材王国は言ったら悪いけれども、事務局を持っているわけでしょう。事務局もほかの仕事の量がはばけているのではないですか。ただ、予算だけつけているけど。そんな何か開発する、前はいろいろなチラシ出ていましたけれども、本年はグッズをつくるのですか、グッズが食材王国でどういう波及効果があって、どういう振興策になるのですか。もしそうであればもう少し真剣に考えたほうがいいのではないですか。私はそれを言いたいです。それで78万円の予算を半分落としているのです。本来もっと食材王国とは何だったのですか。私は9月に決算審査特別委員会で議論しているはずですが。先ほどの話に戻るわけではないけれども、本来そうでしょう。決算委員会で指摘を受けた、何を反映して新年度予算に反映する。そういう形の中で仕事というのはやっているのではないですか。切羽詰まって、私はバッチと言ったけれども多分そうだと思うけれども、グッズつくります。もう少し真剣な仕事をやってください。そうではないですか。そして極端な話をすれば、そういう予算消化のための仕事やっているのではないですか。では本当にこの食材王国の総会が開くかどうかかわからないけれども、理事会を開いたりなんかして本当に町民の人が参加してやっていますか。これはほとんど事務局を持っているのでしょ。それで課長が副会長をやっているのです。町長、その後私は9月のときに決算審査特別委員会をやったけれども、そういう部分を内部で議論をして、少しでも方向性が見えるような内部協議しましたか。私は声を荒げて言うけれども、お金の問題ではないのです。みんなが爪を灯して暮らしているのです。事業者の人もいくら儲けるかと思っているのに。それをただ補助金こなかったらやめました、そんなことになりますか。もう1回その40万円の使途、あるいは半分にした事業内容とその効果、どういうふうに分たちで考えているか、もう1回答お願いします。

**○議長（山本浩平君）** 本間経済振興課長。

**○経済振興課長（本間 力君）** どうしても北海道市町村振興協会の補助金に関しまして、当初計画していた部分の中で対象経費としては見込めないところもあって、申請に及ばなかったというところで見送った経緯でございます。事業としましては、全体の中で当然販路拡大、イベント等の経費を見込ませていただきましたが、その中では減額した中で執行しているところがございますし、また今の大きくは協議会の部分でございますけれども、協議会に関しましては単に予算消化ではなく、やはりイメージキャラクターをつくったらもっともっとまちの中で浸透していく上での販売促進グッズとして捉えておりまして、事業執行は遅れていること



は事実否めないのですが、総会終了後、ワーキンググループとして協議会の中で小委員会を設置しております。その中でその事業の具体化、具現化に関しましてはその中で幾度か協議をしながら、年前から年明け後も協議をさせていただいてまして、当初は経過を少し申し上げますと、ポスター等の啓発物をつくる予定でしたが、このデザインを作成いただいた小中学生、子供たちに今回は内部の中で協議した中でいきますとやはり缶バッジ等の、そういうものをお配りするということがいいという中で協議会内でまとめさせていただいて、今、その決定事項を踏まえて理事等の了解をいただく手続きを今進めている状況でございます。その中で、時間はかかるこういった意識改革でありますし、また前田議員おっしゃるとおり、もっともっとその食材王国しらおいという、やるべきことはまだまだたくさんあるというところで、我々としても認識はしているのですが、最大限そこに関しましては今後も可能な限り取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

**○13番（前田博之君）** 本来の協議会の民間の町民の方が参加して、事業目的を何があるかということを議論されていないでしょう。今、小委員会でやっているけれども、私聞いたら理事会にすらかかっていないのです。この予算を落とす、何をやるか、グッズをつくるかといっても、事務局と小委員会だけで話が進んでいいのですか。本来は組織とすればそうでしょう。役員会、理事会の中でちゃんと決めて、いかに事業効果を持つかということではないですか。そうしたらのんのも私に何て言ったと思いますか。商標を取って一生懸命やりますと言ったのです。玄関先に置いているだけでしょう。今度それをまた子供たちにバッジを配って消費活動をするのですか。本来、誰が物を食べる時にお金を出すところなのですか。そういう財布のひもを緩めるためにどういうことをやって地元のもの食べてもらおうとか、買ってもらうということが本来の筋ではないですか。子供たちにバッジを配って、消費拡大が図れるのですか。全部否定はしませんけれども。もう少し、町民参加の協議会です。補助金を出しているのです。役場職員のサイドだけの仕事になりますか。まして貴重な税金、当初予算、それも4月か5月の補助金の見通しがつきません。これは予算ついたらばかりです。それをこういうことをやっていることの執行体制はどうなっているのですか。これは副町長どう思いますか。そういう仕事のやり方に対してチェックしているのでしょうか。まして貴重な補助金で。それで補助金どうするかということで議会でも事務事業の見直しのときにすごい議論したでしょう。こんな一部の事業の執行のやり方を認めているのですか。もう少し町民が消費を含めて、地域がどう活性化するかとお金を使っているはずなのです。もう少し真剣に考えてほしいと思います。副町長、どう思いますか。

**○議長（山本浩平君）** 本間経済振興課長。

**○経済振興課長（本間 力君）** 大変申し訳ありません。そういう意味ではまだまだ食材王国の取り組みに関しましては体制の中で最大限やっているつもりでございますが、まだまだその中で他の優先業務等もございまして、なかなかきちんとした体制に及んでいないということは我々としても認識しております。昨年の決算審査等でもご指摘いただいた部分に関しまして

は、私も認識している中で大変申し訳ありませんが現時点でまだ組織の再編等の検討はこの時点でお話できるまでは及んでいないですが、早期に私どもとしてもそういった組織体制の見直しは急務として取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ただいまのご質問でございますが、昨年、議会でもこの部分、議論あって、組織体制、それから執行体制も含めた中で、ご意見をいただきました。そういう中で私どもも原課とのやりとりの中で、多分前田議員はこの食材王国の事務局を立ち上げたときの経緯のことはご理解いただいていると思えます。その部分は十分理解されていると思うのですが、それをいかにこう執行していくかというそのプロセスとその執行のあり方、食材王国が本来目指すべきものというのが成果として見えてこない、こういったことが議会でも随分議論がありました。今、本間経済振興課長が話したとおり、その部分で組織体制をどうするかという部分は投げかけ、また食材王国の協議会の中でもこの部分を一旦もう一度白紙に戻してどういう体制がいいか、その検討の協議をスタートしましょうという話はしていますので、きょうやはり出たご意見も踏まえてしっかり成果の出るよう進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、62 ページから 73 ページまで、8 款土木費から 9 款消防費までの歳出について、質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、72 ページから 81 ページまでの、10 款教育費の歳出について、質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、82 ページから 85 ページまで、12 款公債費から 14 款諸支出金までの歳出について、質疑のあります方はどうぞ。

8 番、大淵紀夫議員。

○8 番（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。簡単に 2 点だけ。

一つは、85 ページの退職手当追加負担金の積立金がございますが、これは 31 年度はいくら払わなければいけないのかということ。

それともう一つは、公債費が今回繰り上げ償還を相当しますけれども、これによって正確でなくても結構です、公債比率がどれぐらいになるか、この 2 点だけお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 安達財政課長。

**○財政課長（安達義孝君）** 退職手当債の積み立てでございますけれども、31年に、3年ごとに精算されるというお金でございますが、通常は毎年毎年の定年退職される方はそれを見込んで積み立てを行っていきまして、なぜふえるかという、中途退職をその間で数が多ければ、その3年間の間で定年を持たずにしてやめた方等の部分があらためて出てくると。来年度も、28年度も実は6,800万円ほど出てまいりますけれども、3年前に辞めた方たち、9人ほど辞めましたので、定年退職を待たずに辞めた人たちの分が急に出てくると。ですから通常の定年退職者の部分は通常で出るのでございますけれども、ですからこの3年間でそういう方たちが出なければ通常の部分の退職手当で間に合うと思うのですけれども、毎年こういう方がいらっしゃいますから、そのためにももう5,000万円積んで3年後に備えるというようなことで積み増しを行いました。公債費につきましては、今回1億2,000万円ほど繰り上げ償還してまいりまして、来年度以降は公債費が2,000万円ほど、その分償還額が少なくなる、その分、一般財源が出てくるという状況もありまして、実質公債比率も0.1ポイントぐらいの減額になるのではないかと思います。ただ、この間、昨年度から下がりだしていきまして、ことしの27年度決算、または28年度決算、28年度決算では当初より見込んでいた年度よりも早く18を割っていくのではないかとこの見込みは立てておりますので、それに一步でも近づけるために今回行いましたので、18を下げて一つでも早く健全化に向けて、まずそれが指標となっておりますので、それをまずは落としていくということを行う措置としてやったということをご理解いただきたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

次に、歳入に入ります。5ページをお開きください。

5ページから、7ページまでの、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正について、質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

それでは次に、8ページから27ページまでの歳入全般について、質疑のございます方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。9ページの交付税の関係なのですが、今、留保額が7,200万円ぐらいということがありましたけれども、特別交付税の見通し、それからこれからなのなのですが、27年度の前ほどちょっと見通しが話されました。そのことは十分わかりましたから、そのことを踏まえた上での不用額の状況、プラスその交付税、それから税もみんななるわけなのですが、そういう中での財政見通しはどうなっていますか。

**○議長（山本浩平君）** 安達財政課長。

**○財政課長（安達義孝君）** 本年度の一般会計の決算見込みでございますけれども、実は特

別交付税につきましては、本議会が終わる多分 22 日か、23 日に確定されるのではないかと、例年ですけれども、通知が来る予定でございます。特別交付税では見込みとしては予算額は 2 億 5,000 万円程度見込んでおりますけれども、5,000 万円程度は余るものと見込んでおります。それと、ほかに普通交付税が現在 7,200 万円ほど留保額がございますけれども、議会の最終日に補正予算ございまして、それに除雪費が若干計上せざるを得ない部分が出てくるのではないかと考えていますので、その分を見込んでも 5,000 万円か、6,000 万円は残るのではないかという見込みを立てております。また、税もこれも収納率の関係がございまして、まだまだ 5 月 31 日までの結果を見ないと状況的には見込めないのですが、かたく見積もっても 4,000 万円程度は見込めるのではないかと考えております。あと地方消費税交付金が、実はきのう確定してございまして、予算額と比べて 8,560 万円ほど増額になっております。ただいま申し上げた部分だけで 2 億 2,000 万円ほどの財源が出てくる状況と、不用額、今議会でも補正でも不要額相当出していただきましたけれども、最終的には見込みですけれども、7、8,000 万円は見込めるのではないかと考えています。ですから、それを踏まえると 3 億円程度の黒字額にはなるのではないかと。これは見込みでございます。確定ではございませんので、それだけはお承知おきください。3 億円程度出ましても半分、2 分の 1 はこれは積み立てにまわる状況がございまして、財政調整基金に積み立てるということでございます。1 億 5,000 万円繰越金が残るという状況でございますけれども、実はその中には新年度の繰越金の財源 2,500 万円がもう繰越金で見込んでいますから、それから 2,500 万円を引くと 1 億 2,500 万円、それと先ほどの第 2 表の債務負担行為の中学校の耐震化の部分が、あれは 1,200 万円ほど一般財源入っていますから、それを抜くと 1 億 3,000 万円切ってしまうのです。そうすると先ほど来の議論の国保の 1 億 4,500 万円でございますから、それには全然足りなくなるということなのです。2、3,000 万円足りなくなると。これだけ繰越金出しても来年 4 月でその分国保会計の穴埋めを考えると、まださらに持ち出し 2,000 万円か 3,000 万円しないといけないという状況が生まれてきます。ですから、先ほど来私が厳しいと言ったのはそこなので、来年度の交付税等、税がちょっと厳しくは見ていますけれども、交付税については本年度の国勢調査の人口で 1 万 7,744 人の今度は基礎数値になりますので、相当下がらざるを得ないので。もろもろ補正係数、単位費用を含めてどうなるかは状況的にはわからないのですけれども、そこで出なければ非常に来年度も本当に補正財源が一切出てこないという状況でございます。ですから、私先ほどからしつこく言っているのですけれども、28 年度は本当に交付税、税が出てみないと、この国保を穴埋めをするだけで 2,000 万円、3,000 万円をそこから持っていけないといけないので、それにプラス補正財源が生まれてこないという状況がございまして、ちょっと大変な状況がまた出てくるのかと思われる状況でございますので、このまま出てそういう状況が出るということでございます。そんなにこれを前後して、これが下がれば厳しい状況がまだまだ出てくるというような状況があることだけお承知おきいただきたいと思っております。

**○議長（山本浩平君）** ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。それでは、歳入及び歳出全般について、質疑漏れがございましたらどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号、平成27年度白老町一般会計補正予算（第14号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第4号)

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第2号、平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議2-1をお開きください。

議案第2号、平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

平成27年度白老町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,617万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,040万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

**○5番（吉田和子君）** 5番、吉田です。11ページの一般被保険者高額療養費について質問いたします。1回、年度初頭に説明があったかと思うのですが、保険給付費の高額療養費の一般被保険者高額療養費の中で、2015年の1月より70歳未満の自己負担の限度額の所得区分が変わったということになってはいますけれども、どのように変わったのか、その辺の説明を願いたいと思います。そのことによって、かなり助かる人というか、一般所得者が分かれたのですね。今まで三つだったのですが、非課税世帯と、それから一般所得者と高額所得者と三つに分かれていたのですが、五つに分かれて低所得者に対してかなり金額も少し楽になりますし、その代わり高額収入者にはかなり負担が大きくなっているという部分があるのですが、その辺の5段階と、それから金額的なものの説明を願いたいということと、それから一般所得者で恩恵のある人というのは白老でどれぐらいいらっしゃるのか。低所得者の多いまちですのでかなり助かる人がいると思うのですが、その割合を教えてくださいたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 畑田町民課長。

**○町民課長（畑田正明君）** 今、ご質問の高額療養費の自己負担ですね。これが平成でいうと平成27年1月診療分から改正になったということで、年度で言いますと26年度改正というような形になりますが、従来70歳未満の方の所得区分は吉田議員おっしゃったとおり、3区分設けられていました。一つは上位所得者、二つ目が一般所得者、そして住民課税の非課税所得者というような3区分に分かれていましたが、平成27年1月からはこの3区分が5区分に細分化になっております。この5区分につきましては、それぞれ年収ごとに5分割にしたという形で、一番大きな所得が年収1,106万円ですか、以上の方、次が770万円から1,106万円の方、3段階目の区分が年収が370万円から約770万円の方、4番目がゼロから370万円の方、最後が従前と同じ住民税の非課税の方というような5区分に分かれました。それで、それぞれ先ほど吉田議員おっしゃいましたように、高額所得者の人はこの改正によって逆に自己負担が多くなったという部分が出てきます。ただ、先ほど言いました年収が370万円未満の方、この方々は計算しますと自己負担が安くなるというような形になっておまして、この370万円までの所得の範囲の方、これは去年の8月1日時点なのですが、白老町では約992世帯の方がこの370万円以下の年収に該当される方として、あと非課税世帯、ここが1,172世帯の方がおられるという形になっておまして、改正前の数字はちょっと押さえていないのですが、大分この370万円という枠が設けられたことによって自己負担が少なくすむ方が多く発生しているということだけは事実だと思います。以上でございます。

**○議長（山本浩平君）** 5番、吉田和子議員。

**○5番（吉田和子君）** 本当に入院するのに医療費が高くて用意ができない、確か770万円までの場合の真ん中の世帯、一般世帯は自己負担が確か8万5,000円何ぼだったと思うのですね、それがちょっと金額がごめんなさい5万何ぼになったと思うのですが、その確認をしたいと思います。

それともう1点、70歳以上は低所得者、非課税世帯は認定証が必要であるけれども、それ

以外は手続きの必要が限度額までの支払いとなるので収入による区分はないのかどうか。70歳以上のことがちょっと私の読んだものには書かれていなかったもので、その辺がどのようになるのか、もしわかれば。わからなければ、また後で教えていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） まず一つ目の、限度額がどれぐらいになるかということなのですが、例としてちょっとお答えしたいと思うのですが、例えば、吉田議員がおっしゃったのは770万円の世帯の方ですか。例えば医療費、この370万円までの世帯の方で、従前の自己負担額を出すと、これは医療費100万円とした例なのですが、8万7,430円自己負担がかかっていました。それが今回の改正によりまして5万7,600円になったということで、2万9,830円減額になっております。

それとあと70歳以上の方は、27年1月に70歳未満の方は今言ったような形で改正になりましたが、70歳以上の方は従前と同じ自己負担額という形になっております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号、平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第3号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議3-1をお開きください。

議案第3号、平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

平成 27 年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 114 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,116 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま、提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 3 号、平成 27 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 4 号 平成 27 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第 1 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 11、議案第 4 号 平成 27 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第 4 号でございます。

平成 27 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 27 年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）



第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,265万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,976万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 規定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議願います。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号、平成27年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 2時05分

---

再 開 午後 2時15分

○議長(山本浩平君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

◎ 議案第5号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(山本浩平君) 日程第12、議案第5号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

赤城経済振興課港湾室長。

○**経済振興課港湾室長（赤城雅也君）** 議5－1ページでございます。

議案第5号。平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,077万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**議長（山本浩平君）** ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号、平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○**議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算  
（第2号）

○**議長（山本浩平君）** 日程第13、議案第6号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本生活環境課長。

○**生活環境課長（山本康正君）** 議6－1をお開きください。

議案第6号。平成27年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第2号）。

平成 27 年度白老町の墓園造成事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,828 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,136 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 6 号、平成 27 年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第 2 号）を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 7 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算  
（第 3 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 14、議案第 7 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議 7-1 をお聞きください。

議案第 7 号、平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 27 年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,223万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,161万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号、平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号 平成27年度白老町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第15、議案第8号 平成27年度白老町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 議8-1をお開きください。

議案第8号。平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,154万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号、平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号 平成27年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第16、議案第9号 平成27年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第9号でございます。平成27年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 平成27年度白老町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（資本的支出の補正）

第2条 平成27年度白老町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額1億8,027万8,000円」を「不足する額1億8,047万2,000円」に、「損益勘定留保資金1億7,027万円」を「損益勘定留保資金1億7,046万4,000円」に改め、資本的支出予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款 資本的支出、既決予定額2億3,027万8,000円、補正予定額19万4,000円、計2億3,047万2,000円。

第2項 企業債償還金、既決予定額 9,519万4,000円、補正予定額 19万4,000円、計 9,538万8,000円。

平成28年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号、平成27年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第17、議案第10号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議10-1をお開きください。議案第10号、平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）。

第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款 病院事業収益、既決予定額8億3,942万6,000円、補正予定額433万1,000円、計8億4,375万7,000円。

第2項 医業外収益、既決予定額2億9,058万5,000円、補正予定額433万1,000円、計2億9,491万6,000円。

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり変更する。

事項、白老町立国民健康保険病院給食業務委託。

変更前、期間、平成28年度から平成30年度まで、限度額9,356万1,000円。

変更後、期間、平成28年度から平成30年度まで、限度額9,143万3,000円。

平成28年2月23日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長（山本浩平君）** 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

**○13番（前田博之君）** 国民健康保険病院会計なのですが、この施設の中に入っている、きたこぶしの関係が予算が上がっていませんのでちょっと大事な予算の関連性がありますので質問していいですか。きたこぶしの関係なのですが、多分きたこぶし赤字累積があったはずなのです。それで繰り上げ充用がされていないのですが、その辺の整理はまずどうされたのかということも含めた、きたこぶしの経営状況。入所者とか介護度とか、現在どういう状況になっているのかということをお聞きします。

それと非常に最近、介護職の離職率が多い。そして処遇のいいところに流動化されているということなのですが、私も1、2人の退職した介護職員の方から聞くと、きたこぶしもかなり流動化していると、離職率が多いということなのですが、まずその辺の状況について、2点伺います。

**○議長（山本浩平君）** 野宮病院事務長。

**○病院事務長（野宮淳史君）** まず、28年の2月末における白老町立介護老人保健施設きたこぶしの入所状況でございます。まず、平均入所者数25人、平均介護度2.7人となっております。それで本日現在は入所者数が26名となっております。昨年の入所状況が平均入所者が22人、平均介護度2.8人でございますので、入所者数については約3.3人の増となっております。そしてあと、27年度の収支決算見込みについてでございますけれども、まずは歳入見込みが1億6,311万2,000円に對しまして、前年度の繰り上げ充用金393万2,000円を含む、歳出見込み額9,430万円を差し引いた額では約1,200万円の単年度黒字の発生を見込んでございますということで、これまでの累積赤字額は何とか解消できたものと考えてございます。

それと次、2点目です。介護職の離職についてというご質問だと思うのですが、現在、きたこぶしの職員については、まず看護職が3名、そしてあと介護職は9名ということで、12名の体制で行ってございます。というところで、確かに前田議員が言われますように、きたこぶしのほうもなかなかちょっとヘルパー職なのですが、介護職、それからやはり辞められたりとか、そういう離職は多い状況になってございます。ということで、年前までは11名いたのですが、2名が退職したということで、現在のところではまた介護職採用に向け

て今取り組んでいるところでございます。以上です。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

**○13番（前田博之君）** 経営努力されて赤字解消されたということで、今回も繰り上げ充用がなかったということで非常によかったと思います。それで1番大きな問題は、今、多少黒字になったと言ったけれども、本当にこの1人とか2人で介護度の関係ですぐ赤字に転落するのです。だからよほど気をつけてやらないと同じような形になりますので、十分に、これは理事者も含めて、その経営内容をチェックしないとだめだと思います。それで私は一つ提案があるのですけれども、その離職者が多いということは、待遇の関係もあると思うのです。やはり1円でも上げてあげて優秀な人は長く勤めてほしいということで、多分野宮病院事務長もやっているといますけれども、それは事務事業とか物品購入、結構あります。そういうものはやはり適正な経済行為ですから、そういう中で1円でも安いものを買って、そして予算の中で別な形で、人件費ですけれどもヘルパーのほうに1時間5円でも3円でも上げて、離職率を抑えて、少しでも入所者にサービスがよくなるような、そういう改善をやるべきだと思います。だから、ただ物品購入も言いなりに買うのではなくて、やはり1円でも安いものを買って、そういうほうにやって、いい施設環境にしてあげるということを考えられないかどうか、答弁願います。

**○議長（山本浩平君）** 野宮病院事務長。

**○病院事務長（野宮淳史君）** まず、老健関係、きたこぶしの経営状況の考えでございませけれども、やはり平均今入所者といいますと、25名以上だとか、平均介護度を3近くに持っていくということで、収入の確保というのが第一だと考えております。それとあと、今前田議員が言われますように、やはり経費削減というのは確かに大事だと思っております。その中で、前年度の予算からちょっと介護職が時間単価を840円から900円に上げている状況ではあるのですけれども、やはり民間さんのほうとなると、私どもの施設につきましてはヘルパー職の資格を要するというのでやっているのですけれども、民間さんのところちょっと見ると、資格がなくても結構入れていると。その代わり後で取っていただいて、でもなかなか民間の中ではそういう業務的にもかなり厳しいという話もいろいろ聞いてございますし、今後やはり介護職、これは大事になりますので、そういうところで今ハローワークだとか、アルバイト情報誌だとか、そういう町の広報誌等にも職員の募集を今後も引き続きやりまして、ほかの経費を下げるとやはり人件費等にもそちらに回すような施策というか、そういう考え方を進めていきたいと考えております。以上です。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

**○13番（前田博之君）** ぜひそうしてください。努力のあとが見えますし、努力してほしいと思います。ということは介護の環境でかなり今、うちは小規模老健施設だけれども、ほかのこういう施設は介護報酬の関係でかなり赤字になっているということを今新聞でかなり報道されて、施設の半分ぐらいが赤字で、国も考えると思いますけれども、当然うちのほうも、今野宮病院事務長が言った部分を十分に気をつけてやらないとと思いますので、ぜひ1円でも節



約してやはりヘルパーさんの処遇のほうにぜひまわして、そうすると入所者にもそれがはね返ってきますから、そういうことは野宮病院事務長も十分知ってやってくれていると思いますので、何かあったらきちんと理事者にもそういうことを伝えて守ってもらうようにしてやっていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 今、前田議員が言われたこと、先ほどご答弁いたしましたけれども、私どもはやはりきたこぶしの経営のために努力してまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、前田議員のほうからありました関係ですけれども、介護職の問題につきましては、やはり全国的にもかなり離職関係が多いというふうに聞いております。仕事の関係についても大変なお仕事をしているというふうな認識は理事者としてもしっかりと持ちながら、先ほどから出ております、こういうふうな経営改善に向けて努力していることも十分鑑みながら、今後の経営の中で職員の待遇改善については十分図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 10 号、平成 27 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 23 号 白老町行政不服審査法施行条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 18、議案第 23 号 白老町行政不服審査法施行条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） それでは、議 23-1 をお聞きください。議案第 23 号 白老町行政不服審査法施行条例の制定について。

白老町行政不服審査法施行条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

議 23-3 をお開きください。附則でございます。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

次に、議 23-5 ページでございます。議案説明です。

平成 28 年 4 月 1 日より全部改正された行政不服審査法が施行されることに伴い、同法第 43 条第 1 項及び第 81 条第 1 項の規定に基づき、審査庁（審査請求された行政庁）は、裁決をするときに、公正性及び客観性をさらに確保するため、原則として第三者機関に諮問することが義務づけられたことから、町の附属機関として「白老町行政不服審査会」を設置し、その組織及び運営に関する事項及び同法の施行に関する必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。以上でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

-----  
白老町行政不服審査法施行条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 1 項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属された事項を処理するため設置する白老町行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 審査会は、委員 5 名以内の委員で組織する。

（委員）

第 3 条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 町長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 19 号）に定めるところによる。

（会長）

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、行政不服審査事務主管課において処理する。

(弁明書の提出)

第8条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 白老町行政手続条例(平成11年条例第3号)第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 白老町行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(手数料)

第9条 法第38条第1項の規定(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。第10条第1項において同じ。)の規定による提出書類等の写しの交付を受ける者及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する提出資料等の写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、その交付を受けるとき、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

(手数料の減免)

第10条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であつて法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、前項の規定中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について適用する。この場合において、第1項の規定中「審理員」とあるのは「白老町行政不服審査会」と読み替えるものとする。

(罰則)

第11条 第6条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

| 交付の方法                                      | 手数料の額 |
|--|-------|
| 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付                      | 1枚10円 |
| 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付                     | 1枚20円 |
| 電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付                 | 1枚10円 |
| 電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付                | 1枚20円 |
| 備考 両面で複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。 |       |

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号、白老町行政不服審査法施行条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 19、議案第 24 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議案第 24 号でございます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

議 24-4 をお開きください。附則でございます。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。

平成 28 年 4 月 1 日より全部改正された行政不服審査法が施行されることに伴い、異議申立て及び審査請求が「審査請求」に一元化されたことによる字句の整理や同法を引用する規定を整備するとともに、白老町情報公開条例及び白老町個人情報保護条例に基づく審査請求については、国に準じて行政不服審査法に基づく審理員による審理手続きを行わず、現行どおり白老町情報公開・個人情報保護審査会が審理手続きを行うこととする規定を定めるため、本条例を制定するものである。

よろしくご審議お願いいたします。

白老町情報公開条例新旧対照表（第 1 条による改正関係）

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| 目次<br>前文<br>第 1 章 略<br>第 2 章 略<br>第 1 節 略<br>第 2 節 略<br>第 3 節 <u>不服申立て（第 16 条）</u><br><br>第 3 章及び第 4 章 略<br>附則 略<br>第 12 条 略<br>1～3 略<br><br>4 請求者は、実施機関が第 1 項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して 30 日を経過した後においても同項の決定を行わないときは、当該公開請求に係る公文書 | 目次<br>前文<br>第 1 章 略<br>第 2 章 略<br>第 1 節 略<br>第 2 節 略<br>第 3 節 <u>審査請求（第 16 条・第 16 条の 2）</u><br><br>第 3 章及び第 4 章 略<br>附則 略<br>第 12 条 略<br>1～3 略<br><u>削る。</u><br><u>4 略</u> |

を非公開とする旨の決定があったものとみなすことができる。

## 5 略

### 第3節 不服申立て (不服申立て)

第16条 実施機関は、公開等の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、白老町附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）により設置された白老町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

(1) 当該不服申立てが不適法であり、これを却下するとき。

(2) 当該不服申立てに係る請求を容認する場合で、実施機関が諮問の必要がないと認めるとき。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあったときは、その翌日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うよう努めなければならない。

### 第3節 審査請求 (審査会への諮問)

第16条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、白老町附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）により設置された白老町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

(1) 当該審査請求が不適法であり、これを却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、その翌日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（審理員による審理手続の適用除外）

第16条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

白老町個人情報保護条例新旧対照表（第2条による改正関係）

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>目次<br/>前文<br/>第1章～第5章 略<br/>第6章 <u>不服申立て（第27条）</u></p> <p>第7章及び第8章 略<br/>附則 略</p> <p>第6章 <u>不服申立て</u><br/>(<u>不服申立て</u>)</p> <p>第27条 <u>実施機関は、第16条第1項及び第23条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</u></p> <p>(1) <u>当該不服申立てが不適法であり、これを却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>当該不服申立てに係る請求を容認する場合で、実施機関が諮問の必要がないと認めるとき。</u></p> <p>2 実施機関は、前項の<u>不服申立て</u>があったときは、その翌日から起算して90日以内に当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定又は裁決</u>を行うよう努めなければならない。</p> | <p>目次<br/>前文<br/>第1章～第5章 略<br/>第6章 <u>審査請求（第27条・第27条の2）</u></p> <p>第7章及び第8章 略<br/>附則 略</p> <p>第6章 <u>審査請求</u><br/>(<u>審査会への諮問</u>)</p> <p>第27条 <u>実施機関は、第16条第1項及び第23条第1項の決定又はそれらの請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</u></p> <p>(1) <u>当該審査請求が不適法であり、これを却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を訂正することとする場合</u></p> <p>(4) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を利用停止することとする場合</u></p> <p>2 実施機関は、前項の<u>審査請求</u>があったときは、その翌日から起算して90日以内に当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人を</u></p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>いう。以下同じ。)</p> <p>(2) <u>開示請求者、訂正請求者、又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u><br/> <u>（審理員による審理手続の適用除外）</u></p> <p><u>第27条の2 第16条第1項及び第23条第1項の決定又はそれらの請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> |
|--|--|

白老町附属機関の設置に関する条例（第3条による改正関係）

| 改正前                 |   |       |       | 改正後                 |   |       |       |
|---------------------|---|-------|-------|---------------------|---|-------|-------|
| 別表（抜粋）<br>1 町長の附属機関 |   |       |       | 別表（抜粋）<br>1 町長の附属機関 |   |       |       |
| 名称                  | 所掌事務  | 委員の定数 | 委員の任期 | 名称                  | 所掌事務  | 委員の定数 | 委員の任期 |
| 白老町情報公開・個人情報保護審査会   | 1 略<br>(1) 白老町情報公開条例第16条に規定する <u>不服申立て</u> に関すること。<br>(2) 白老町個人情報保護条例第27条に規定する <u>不服申立て</u> に関すること。<br>(3) 略<br>2 略 | 略     | 略     | 白老町情報公開・個人情報保護審査会   | 1 略<br>(1) 白老町情報公開条例第16条に規定する <u>審査請求</u> に関すること。<br>(2) 白老町個人情報保護条例第27条に規定する <u>審査請求</u> に関すること。<br>(3) 略<br>2 略 | 略     | 略     |

白老町税条例新旧対照表（第4条による改正関係）

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までこ</p> | <p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までこ</p> |



|  |  |
|--|--|
| れらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。<br>2～5 略 | れらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。<br>2～5 略 |
|--|--|

白老都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表（第5条による改正関係）

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <u>（異議の申立）</u><br>第16条 受益者は、負担金の賦課等について、 <u>異議の申立て</u> をすることができる。 | <u>（審査請求）</u><br>第16条 受益者は、負担金の賦課等について、 <u>審査請求</u> をすることができる。 |

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。  
 これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。  
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。  
 これをもって質疑を終結いたします。  
 これより討論に入ります。討論はありませんか。  
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。  
 これをもって討論を終結いたします。  
 採決いたします。  
 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、  
 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
 〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。  
 よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第20、議案第26号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題に供します。  
 提案の説明を求めます。  
 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 議26-1をお開き下さい。  
 議案第26号でございます。白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について。

白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

続きまして、議 26-2 をお聞きください。附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成 33 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第 2 条の規定による課税免除を受けた者については、なお従前の例による。

次に、議 26-3 でございます。

(白老町企業等立地促進条例の一部改正)

3 白老町企業等立地促進条例（昭和 63 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表中「白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成 23 年条例第 13 号）第 2 条」の次に、「及び白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成〇〇年条例第〇号）第 2 条」を加える。

続きまして、議 26-4 をお聞きください。議案説明でございます。

本町が過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域に指定されたことに伴い、製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供する設備の新設、または増設した場合に取得費等の一定要件により固定資産税の課税免除の措置を講じることにより、過疎地域の自立促進（産業の振興と雇用の増大）に資するため、本条例を制定するものである。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

---

## 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「過疎法」という。）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域内において、過疎地域の自立促進に資するため、過疎法第 31 条の規定の適用を受ける設備を新設し、又は増設した者について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定による固定資産税の課税の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第 2 条 町長は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 1 項の表の第 1 号又は第 45 条第 1 項の表の第 1 号の適用を受ける製造の事業、情報通信技術利用事業（過疎法第 30 条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する機械及び装置（製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。）並びにその事業に係る家屋（その取得価格の合計額が 2,700 万円を超えるものに限る。以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対し課する当該特別償却設備

及び当該家屋の敷地である土地（土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があったものに限る。）の固定資産税について、新たに固定資産税を課せられることとなった年度から3年度に限り免除するものとする。

（課税免除の申請）

第3条 前条の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に課税免除の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、これを審査の上、課税免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（課税免除措置の承継）

第4条 第2条の規定による課税免除を受けた者から、当該課税免除に係る事業を承継した者であって、当該課税免除の対象となる施設を引き続き事業の用に供するものは、町長に届出をすることにより、当該課税免除を受ける地位を承継する。

（課税免除の取消し）

第5条 町長は、第2条の規定による課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、課税免除を受けたものと認めるとき。
- (3) その他課税免除を講ずることが適当でないとき。

（規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第2条の規定による課税免除を受けた者については、なお従前の例による。

（白老町企業等立地促進条例の一部改正）

3 白老町企業等立地促進条例（昭和63年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中「白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成23年条例第13号）第2条」の次に、「及び白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成〇〇年条例第〇号）第2条」を加える。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 26 号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 27 号 白老町消費生活センターの組織及び運営等に関する  
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 21、議案第 27 号 白老町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議 27-1 をお聞きください。議案第 27 号、白老町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について。

白老町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

次のページ、議 27-2 をお聞きください。附則でございます。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

また次のページ、議 27-3 をお聞きください。議案説明でございます。

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の一部改正に伴い、消費生活センターを設置する市町村は、内閣府令で定める基準を参酌し、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を条例で定めることとされたことから、本町における消費生活センターの設置及び組織運営等について必要事項を定めるため、本条例を制定するものであります。以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

---

白老町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。） 第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に

関する事項について定めるものとする。

(設置)

第2条 法第10条第2項の機関として、消費生活センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称          | 位置           |
|-------------|--------------|
| 白老町消費生活センター | 白老町大町1丁目1番1号 |

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することが排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談員等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。この議案説明を読んでいる中で、法の一部改正に

よって消費生活センターを設置する市町村は内閣府令で定める基準を参酌して、条例をつくっていくということなのですが、この今消費者生活センターの組織は白老町にはありませんね。設置するところはこの条例をつくりなさいということは、この条例の施行は 28 年 4 月 1 日からですね。ということはこの組織化をきちんと庁舎内で図るのか、どのような形で進めるお考えなのか、伺いたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 山本生活環境課長。

**○生活環境課長（山本康正君）** 実は白老町の消費生活センターというのは、既にもう組織としてございます。それで、今回消費者安全法で条例化という形になってございますけれども、それまでも消費者安全法一部改正前にも、設置義務はございませんでしたけれども、公示という形でセンターという形で、センターとか窓口だとかちょっと言い方がいろいろ変わっていたのですが、センターという形では実は白老町も平成 21 年から存在しております。ただ、今回一部改正に伴って、当然内閣府令の基準を参酌した形で、より充実した形で消費者の方の相談業務を明確な形で、この同時に規則も 4 月 1 日から施行しますので、より充実した形で消費者の方の相談に対応できるというふうに考えてございます。

**○議長（山本浩平君）** 5 番、吉田和子議員。

**○5 番（吉田和子君）** 21 年からそういう、センターではないと私は思っているのです。相談員がいる、それがセンターということになっているのかとちょっと思うのですが、今、庁舎内にいますけれども、そのことを町民はほとんどわからないで、相談があれば消費者協会のほうに行ったりとか、それから道ではじめはこれは相談員の制度をやっていたと思うのです。道で辞めて市町村で置きなさいということで、町で確か置いたと思うのですが、今後このこういう条例ができて、きっとセンターとして事務局も置くということになると、これは行政内部でやろうとしていくのか、それとも今 N P O の法人ですけれども、いろいろこういったことを法人に委託をしていくとか、資格者がいなければだめですけれども。苫小牧あたりはその資格者を町民の行きやすいところ、相談に行きやすい場所に設定をして相談員が行って、運営は市でやっているとか、そういったところも多いのですけれども、今後の町の考え方として今までどおり相談員がいるところをセンターとして扱って、事務も一緒にやっていくというお考えなのか、今後それを拡大して問題は尽きないことがたくさんありますので、そういった面ではどのようにお考えなのか伺っておきます。

**○議長（山本浩平君）** 山本生活環境課長。

**○生活環境課長（山本康正君）** まず今回の条例化で、当然その相談員に対する今後の教育といいますか、そういう研修等も明確に、いろいろな特殊詐欺だとか、変化がいろいろ時代とともに変わってきておりますので、そういった研修を当然受けさせるようにというのも条例に今度入ってきてございますので、まずは町としての今の消費生活センターのほうを充実させたいというふうに考えております。当然、あとは N P O との協力だとか、そういった部分は出てくるかと思いますが、まずは今のセンターの充実という部分で条例に基づいた、趣旨に基づいた形で充実を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑のあります方はどうぞ。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。  
議案第 27 号 白老町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。  
よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 29 号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 22、議案第 29 号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。  
提案の説明を求めます。  
大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議 29-1 をお聞きください。議案第 29 号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。  
白老町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。  
平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。  
附則でございます。  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(白老町立保育所条例の一部改正)
- 2 白老町立保育所条例（昭和 37 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。第 7 条中「教育委員会」を「町長」に改める。  
(白老町職員定数条例の一部改正)
- 3 白老町職員定数条例（昭和 58 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。第 2 条第 1 項第 2 号中「180 人」を「205 人」に改め、同項第 5 号中「50 人」を「25 人」に改める。  
(白老町放課後児童クラブ条例の一部改正)
- 4 白老町放課後児童クラブ条例（平成 17 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 1 項第 3 号中「白老町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「町長」に

改め、同条第3項中「教育委員会」を「町長」に改める。第4条から第9条までの規定中「教育委員会」を「町長」に改める。

(白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

5 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。第5条を削り、第6条を第5条とする。別表第3を削る。

議29-3でございます。議案説明です。

本町の財政健全化など山積する行政課題がある中、喫緊の課題に対し、政策や意思決定を効率的に進め、連携・調整を迅速かつ円滑に推進できる体制を整備するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議お願いいたします。

白老町課設置条例新旧対照表

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(課の設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>総務課<br/>財政課<br/>税務課<br/>町民課<br/>健康福祉課<br/>高齢者介護課<br/>生活環境課<br/>企画課</p> <p>経済振興課<br/>農林水産課<br/>建設課<br/>上下水道課<br/>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉課<br/>(1)~(2) 略</p> <p>企画課<br/>(1) 町政の総合企画及び事業の調整に関する事項<br/>(2) 基本構想及び総合計画に関する事項<br/>(3) 統計に関する事項<br/>(4) <u>町民活動及び町内会に関する事項</u><br/>(5) <u>広報広聴に関する事項</u><br/>(6) <u>アイヌ施策に関する事項</u></p> | <p>(課の設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>総務課<br/>財政課<br/>税務課<br/>町民課<br/>健康福祉課<br/>高齢者介護課<br/>生活環境課<br/>企画課<br/><u>地域振興課</u><br/>経済振興課<br/>農林水産課<br/>建設課<br/>上下水道課<br/>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉課<br/>(1)~(2) 略<br/>(3) <u>子育て支援に関する事項</u></p> <p>企画課<br/>(1) 町政の総合企画及び事業の調整に関する事項<br/>(2) 基本構想及び総合計画に関する事項<br/>(3) 統計に関する事項<br/>(4) <u>広報広聴に関する事項</u></p> |



地域振興課

- (1) 町民活動及び町内会に関する事項
- (2) 地域の活性化に関する事項
- (3) アイヌ施策に関する事項

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 1点だけ、伺います。子ども課が健康福祉課と一緒にあって包括的に支援をしていくということは、今後産み育てていく面には必要だというふうに考えております。ただ、認定こども園、これは保育所と幼稚園が一体となったものになるのですが、この所管はどういう形になるのか。ここで見ると保育所は子ども課として福祉課のほうに行きますけれども、幼稚園関係のほうはどのようになるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） この今出てきた認定こども園の関係については、子育ての流れの中で今、どちらかというと幼児教育の部門で今まで教育委員会が持っていた部分が非常に強くあったと思うのですが、それがやはり全体的には子供、子育ての部分が非常に大きなウエートを持ってきているというふうなことで、それも含めて認定こども園の関係は、幼稚園部分のところは確かにあるのですが、町長部局の中に持っていく、今設置する子ども支援室のほうに持っていくことになるというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 今、組織機構を見させていただいているのですが、はまなす保育園と海の子保育園までは入っているのですが、認定こども園が全然入っていませんし、教育委員会のほうを見ましても幼稚園も入っていませんので、浮いてしまった形でどうなのかと、子ども支援室になるのかと思って今思いながら見ていたのですが、できればここに認定こども園とかと、きちんと明確にしたほうが良いような気がするのですが。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） お示ししました資料の一覧表につきましては、あくまでも町の行政の組織の課の分担と申しますか、そのような形の図でございまして、あくまでもこれは全てここには町の職員が全部配置されるという考えの中の表でございまして、認定こども園は先ほど副町長がお答えしたとおり、子育て支援室の管轄となりますけれども、あくまでもこれは民間の組織ということで、この表の中には特に入れていないということでございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 業務のほうでいくと私は一緒になるところがあるのではないかと。受け付け等はみんな子ども課でやっていたはずなのです。幼稚園は幼稚園で就学援助とかというのは教育委員会でわたしていました。それが明確にならなかったら、子ども課で全部やると

いうふうに、子ども課に入るといふのであればそれでいいのですけれども、こういう表を見て私たちは何でも判断するものですから、受け付けとかそういうのはこの前は全部子ども課のほうでやるのだと思いながら、職員はもちろん幼稚園や認定こども園にはいないと思います。だけどもそういう受け付けだとか、そういうものは全部担当所管でやるはずなのですが、その辺はどうなのでしょう。

**○議長（山本浩平君）** 大黒総務課長。

**○総務課長（大黒克巳君）** 大変申し訳ございません。今私のほうでちょっとお答えした部分につきましては、説明資料の中の白老町行政組織機構図という、ここで今お示したところで、ここはあくまでも行政の組織ということでご理解いただきたいのですけれども、今、吉田議員がおっしゃられた部分につきましては、いわゆる事務分掌といいますか、子育て支援室がどのようなことをやるのかという部分につきましては、あくまでもこの条例内における事務分掌につきましては、ほとんど大まかな内容の業務という形の中で示してございまして、いわゆるその幼稚園部門をどうするかという細かいところまではここには記載してございませんが、その規則をこの条例を受けて白老町行政組織規則というのがございまして、その中に詳細の各課の事務分掌というのが記載されてございまして、その中には子育て支援室という部分の中に、いわゆる認定こども園、あるいは幼稚園部門もここで言うということはきちんと示す予定でございます。

**○議長（山本浩平君）** ほか、ございませんか。

13番、前田博之議員。

**○13番（前田博之君）** これは議案で上がっていますので、議決事項ですので、やはりより良い組織になっていただきたいという部分で議会の責任もあります。町長の専決事項ではありませんので、そういうことで質問させていただきます。

まず私は人口減少の中で、やはり活性化事業の実践に適した組織体制を求められているのではないかと。そういう形をつくったのかどうかわかりませんが、それでまず一つ、課を一つふやすとなっていますけれども、白老町は平成17年8月にグループ制を導入しているのです。そのときは組織のフラット化を図っていきますと。それがどういうメリットがあるかと、こうだと。こういう部分については省略します。端的に言うと、もう一つの大きなものがグループ制を導入した部分は、課の設置は少なくしますと、そうですね。そして組織階層を低くしますと。そういう部分があったのです。そして効率的な運営、コストを小さくしていい仕事をすると、こうだったのです。しかし今回見たら、課をふやすことになっているのです。ですから、組織としての目的の意識がどこにあったのか、これはよくわからないのです。それで、今回の課の設置に伴って、組織のあり方について十分に私のことも今含めたことも念頭に議論されたと思いますけれども、理事者としてどのような組織を目指して課を一つふやしてしまったのか。それと、私は26年に一般質問をしているのですけれども、先ほど松田議員はかなり深い意味を持って言ったと思うのですけれども、職員給料が上がらないから人材育成にならないし、仕事をやらないと言っていますけれども、私は否定しませんけれども、そればかりではな

いと思います。ということは、現在のグループ制が機能を発揮した組織になっているかということが私は甚だ疑問だと思います。実例をあげれば、過去2回の会計検査院で貴重な税金を戻すというような不祥事がありますし、るるこれまでの議会の中でもいろいろ指摘されています。そういうことになると、そのグループ制を時間の経過に伴って、組織の形骸化が進んで、それによってモラルやモチベーション、私は低下が進んでこのフラットだと言っているながら、このグループ制が組織としての機能を弱体化しているのではないかと私は思っているのです。反論があればしていただきたいと思いますが、そういうことが特に責任、権限の所在、指揮命令系統不明確、横の関係はグループ制でありながら非常に複雑で単純化している。そして法規等による知識の共有、共通理解、職員の指導育成、先ほども言いましたけれども住民対応、さらにやはりグループ制でありながら、政策づくりの議論の場も不足しているのではないかと私は思います。結果的に職員の意識向上に起因して組織全体に停滞感が生じていると思います。これは私は全て職員が悪いと言いません。組織として、当然リーダーがいますから。そういう部分も含めてです。さらにおいて、多くの職員がずっと辞めてきた。その空洞化になってしまって、職員において知識や技術の継承の取り組みがなかなか進んでいない。人材育成になっていない。私はそういうことでグループ制はもはや制度疲労を起こしていると思うのですけれども、どういうふうを考えているのか、この2点をまずお聞きします。

**○議長（山本浩平君）** 大黒総務課長。

**○総務課長（大黒克巳君）** 私のほうからお答えさせていただきますが、まず課の設置の考え方につきましては、今前田議員がおっしゃったとおり、その当初は平成17年にグループ制を導入して、今後の組織のあり方というのもそこで示したというのは私も承知しているところでございます。その中ではやはり将来的な大課制を目指していくという部分と、グループ制もやはり今までの係制の部分の弊害を改善させるために、そのパイを大きくしてやっていくというようなところが主なことかというふうに思っております。その中で、今回その課をふやした、実質は課の数はふやしてはございませんけれども、室が一つふえているということで、現実的には課長職が1人ふえているという現状ではございます。しかし、今回はやはり喫緊の課題、どうしてもこの2020年の象徴空間を前に早急にいろんな連携をもとに、ここはもう集中して進めていかなければならない状況だということ判断して、ここは将来的にこの地域振興課を未来永劫をずっと残すという考えではなく、まずは2020年の象徴空間の開設、これに向けた取り組みを行うためのより良い組織という形で今回一つふやしたという考えでございます。それからもう一つ、グループ制の考え方でございますが、実際平成17年度にグループ制導入しまして、これまでずっとやっておりました。その中では、当初のグループ制の考え方、これが今全てでき上がっているのかといえ、私も反省するところがありまして、なかなか本来の機能が生かし切れていないという部分があるかと思っております。昨年ですか、前田議員の一般質問等でグループ制から係制へ移行したほうがよろしいのではないかというご意見もいただいたところでございますが、本来、今なかなかうまくいっていない、それでいろいろな課題、先ほど前田議員からもるる挙げられておりましたが、なかなかその中で人材育成も進んでいないので

はないのかということ、これは私も承知しているところで、このままではいかんというふうに思っております。何が原因かという部分もいろいろ分析しますと、いろいろな業務をそれぞれでやって、今のグループの中のグループリーダーである主幹、あるいは主査もグループリーダーの場合もあるので、そこが実際業務を事務を自分で抱えて仕事をしている。一部は課長職も自分の事務を抱えながらやっているという状況ではなかなか今後どうしたらいいのかですとか、部下に目を光らせて進行がうまくいっているかというところがなかなかできていない現状がございます。そこをやはり払拭しないと本来のグループ制の意図する部分にはなかなかいかないのかということで、今後はやはりグループ制のグループリーダーのいわゆるその仕事のあり方という部分はどこまで、どのような形で仕事していかなければならないのかという部分をきちんと明確にしながら、その辺は一気にはいかないまでも、やはり進行管理がうまくいくような形で、目を光らせられるような時間と余裕といえますか、そのような形がつけられるような体制をとっていかねばならないというふうには考えてございます。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

**○13番（前田博之君）** 担当課長からですけれども、本来組織を運営するトップの姿勢が組織をどう動かすかということが大きな私は問題だと思います。その人から答弁なかったですけれども、後からあるかどうかわかりませんが、それではまず2問目やります。それで、今大黒総務課長も言いましたけれども、簡単に言うと、フラット側の阻んでいる壁があるはずなのです。そうですね、いろいろあります。だけど大きく見ると、私はこれを見ていると、まず管理職の業務の負担増なのです。それと、部下の指導の育成がおろそかになっているのです。グループ制という中で。そうですね。ピラミッドではないから。それと、若手が管理職としての経験を積む機会が少なくなっているのです。グループ制という弊害で。こういう部分を払拭しないと、今、大黒総務課長言ったことあるけれども、問題点を整理をして、どこに問題があるかとやっていかないと、今私が言った部分は絶対直らないと思います。それで、小さいことを質問しますけれども、先に大きいことを言っておきます、今一般質問ではないですから、それでその組織のフラット化というのはこれはあくまでも手段なのです。目的は職員の士気高揚による組織の活性化なのです。何度も言いますが、これは理事者の責任のもとです。理事者の責任があります。そして、町の組織文化はそういうことをしなければいけないのです。文化としてつくらなければ、風土も。それは皆さんで共有しなければいけないし、目的も道が一つではだめなのです。それで、これまでの17年前の私たちも経験したけれども、ピラミッド型の組織は予算の執行や法令の施行など、あらかじめ定められた事務執行体制の中において効率的な私はシステムだったと思います。チェックもできたし。今、課をふやすけれども、私はやはりピラミッドの中において、課長がいて、先ほど言った若手が管理育成の経験を積むためにも課長補佐や主幹がいて、主査がいて、その中で私が今言ったピラミッドで過去にやられたようなことをやったほうが私は今白老町の中では人材育成になり、組織が締まると思います。だから早急に、今回は今回でいいですけれども、先ほど松田議員も何月までやるのかと言ったけれども、何月までとは言わないけれども本当に見直すべきだと思います。町長の1

期目の公約を見てきたら、組織はゼロから見直しして、前例踏襲を踏まない組織にすると言っているのです。町長、課だけふやしただけで何も直っていないです。もっとピラミッド型のいい面も含めて、まず人材を育成する。職員がその組織の中で力を発揮できる組織をぜひしてほしいと思います。これはあとで答弁いただきます。それで具体的にお聞きします。それで、今言ったように地域の活性化に関する事項と入っていますね。ではこれまでの、今、象徴空間をやると言いました。しかし、これまで企画課や別な経済振興課でやっていましたけれども、そうすると地域振興課を設置したことによって、これまでの経済振興課もいろいろやっていました。企画課もやっていました。これは業務が重複しますね。今までしていたし、ダブるかどうかかわからないけれども、そうすると経済振興課と地域振興課、象徴空間に対する部分のすみ分けはこれはどういうふうにしていくのですか。はっきりわかっているのですか。私も総合計画のときに象徴空間が各部門にばらばらに入っているから、一本にしてきちんとどういう仕事をやるかということをお知らせできるようにしたほうがいいのではないかと、そこから指令を出せばいいのですから。それを直さないと、私が言ったからどうだというのはいいです。それは必要がないと思ってやらなかったと思いますけれども、そういうながら象徴空間が経済振興課と地域振興課が仕事がダブりますね。それはどうやって決裁のすみ分けをするのですか。合議してもいいですけど。その辺をきちんとしないと結果的に無責任になります。それがまず一つ。それと、地域振興課、私はこれをずっと見ていたら、町連合も 28 年度から 2 つに分かれるのですね。そしてこれは職員もふえるのですね。そして今度そこに活動サポートセンターが置かされるのです。多分、所長を置くのですね。では片一方に地域振興課をつくって、そこに課長を置いて、組織が屋上屋重ねているのです。そして、職員の給与を上げればとか、効率化すれと言いながら、外部ではこうやってたくさん人件費を出してしまっているのです。そして自分たちのところは何をやっているのか。実際に地域振興課を否定しませんけれども、こういう、あとでこれはまた予算審査等特別委員会でやればよいと思いますけれども、そういうことも含めて議論されていますか。結果的にこれは職員は仕事をやるのに右往左往するだけです。そしてサポートセンターには町連合の局長がいて、サポートセンターの局長がいて、その下に職員がいて、人件費に 1,000 万円もお金出るので。この分ふえているのです。約 700 万円は。なぜ課長をふやして地域振興課をやるのに屋上屋重ねてお金を出して、そんな組織にしないといけないのですか。効率化、合理化に逆行しているのではないのですか。そういうことです。

**○議長（山本浩平君）** 大黒総務課長。

**○総務課長（大黒克巳君）** 経済振興課と地域振興課のこの違いという部分でございますが、経済振興課については、特に手をつける考えはございませんで、地域振興課の部分が逆にどのような仕事をするのかというところでございます。特に今回目指しているところは、やはり今先ほども何度も私お答えしていますが、象徴空間に向けての庁内体制の整備と申しますか、まずは国の動きに対して町がどのような地域の策を講じていくのかという部分をまずきちんと、そこがリーダーシップをとって早急に進めていくということがまず一つでございます。現在、活性化会議等も持っておりますが、ここを十分活用しながら、そこを具体的に進めていくと

というような業務でございます。それからもう一つは、多文化共生の今後のいろいろな事業あります。ここも進めていかなければならないという部分。それともう一つはまちづくり会社、これを具現化する、こういったものを具体的に、いわゆる特命事項としてこの2020年に向けた動きを待たないでやらなければならないということで、ここを特化して行うという考えで組織したものでございまして、そこで発信したものがそれぞれ経済振興課だったり、あるいは都市計画の部分では建設課だったりという部分に情報共有しながら、町全体として動いていくというような形のその大元となる部署を今回つくったという考えでございます。

**○議長（山本浩平君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 今回の条例は課設置条例ですから、外部委託する部分の議論はきつとまた別にといいふうな話がありましたけれども、考え方として、考え方としては決してその屋上屋を重ねているということではなくて、今地域振興でどうしてもここを重点にしなければならないという部分での組織立て、企画課、今、一課だけで町内会連合会も担って何でもという、地域振興策に対しても今もうオーバーワークの状態です。そのことをやはりすっきり二つに分けて強化するというのが今回の大きなねらいでもあります。町連合のお話がちょっとありましたけれども、もともとはそのサポートセンターの組織化の中では、お1人まだいたのですね。そこは空席になっていて、そこでの事業展開はできないという課題があったものですから、今回はそこは整理したという部分になっております。以上です。

**○議長（山本浩平君）** 古俣副町長。

**○副町長（古俣博之君）** きょうの議会の中で再三、役場組織の中における職員のあり方、職員の勤務と申しますか、その意欲の問題を含めてのことがいろいろとご指摘をいただきてきております。そういう中で、どういうふうな組織が、今前田議員がおっしゃったような指揮命令がどういうふうにつながり、そして人材育成がどのように図られ、そして政策づくりがどのような形で進めていかなければならないかと、その点についてはさまざまな議論もあるだろうし、またしっかりと私たちも足元を見つめていかなければならないところだと思っております。まずそれが1点ですけれども、先ほど出た組織の形態というものをどこに持つかというふうなことであります。私は役場に入って初めてこのある程度のピラミッド型というのを経験させていただきました。学校は、皆さんも議員の皆さんもご存じのように鍋蓋というふうな方式で、その組織形成を図っている。最近は主任制も導入されて、ちょっとしたその縦の関係もありますけれども、大体こう鍋蓋というふうな方式の中でなされてきております。そういう中で経験的に見てきて、確かにピラミッド型の縦系列のあり方のその下ろし方、トップダウンからの下ろし方一つの方法として、そういうふうなやり方も一つあるかと思っておりますけれども、きちんとした組織状況を政策的な課題をつくっていくときには、やはりそのトップダウンとボトムアップとの関係がどういうふうにしてなされていかなければならないか。そういう組織づくりをするために、ではピラミッドがいいのか、今のグループ制でやっているのがいいのか、またはほかの前の部長制も含めてのピラミッド型的なものがいいのか、その辺の議論は多分かなりあるのだろうと思っております。ただ、今言えるのは、このグループ制の中で今役場の事業を進

めていく中で、確かにしっかりとした課長の組織、リーダーとしての意識制だとか、それから我々理事者側のリーダー制をどういうふうにしてそこにかみ合わせていくかということはしっかりと今後考えていかなければならないし、もっとも今ご指摘のあった部分については、組織の中での政策会議、それから政策調整会議のあり方、そういったものも含めて考えて、指摘された部分の解消を図るために前向きに事業にあたっていきたいと思っております。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

**○13番（前田博之君）** 今の岩城副町長からあったように、地域振興課の町内会の問題云々とあったけれども、これは本来はそういう今、町内会もまちづくり活動センターとして組織変わるわけですね。それも含めてどうあるべきかということが、ここに町内会及び、町内会活動に関する事項と書いているのです。そうしたら、そういう部分も整理する部分があるのではないかと思います。まして地域担当職員もいるわけでしょう。今度はこれは集落支援員となるのでしょうか。そうですね。改めて今度また部外者の活動する人を雇うのですか。先ほどの同僚議員からの話の中にも入っているかわかりませんが、そういうふうに職員がたくさんごちゃごちゃいるのにどうやって地域振興課つくったときに、そういうことを整理されて、いかにその人方が合理的に効率的に仕事ができる組織になっているかということを私は聞いているのです。今聞いたら何もわかっていないでしょう。町内会のことはそちらでしょう。町長、そういうことにならないでしょう。ほとんど町の仕事、あまり関係ないこと言わないけれども、これは町のほとんど仕事やっているのです。花と緑の会とか、防犯協会とか、これは担当課がやれば担当課長がいるのだから、事業のほかに人を使っているわけでしょう。経理が非常におかしいという噂も聞いているけれども、それは担当職員とか、係長がチェックをすれば直るはずでしょう。違いませんか。私が言っているのは、そういうことを含めて今この時代にやらなければだめではないですかということです。

それと最後になります。これは今、古俣副町長の答弁ありました。古俣副町長が校長のときに非常にリーダーシップを発揮して学力向上のために仕事をやったということを私も聞いていますし見ていますし、それだけのやはり能力を持っているのです。ですから、ぜひ理事者が的確な課題を設定すれば、職員は十分な政策形成を行う能力を備えているのです。それをどう生かすかということなのです。それをどうやって組織に、今、課の設置やっていますけれども、その組織に生かすかということが原理、原則でしょうということを言いたいのです。期待以上の能力を発揮する職員多いのです。いかにですから組織をよくして、問題は隠れた才能をいかに理事者が引き出すかなのです。私はそういう組織にしてほしいのです。あえて偉そうなことを言うけれども、やはり自治体は知的作業です。そういう組織にしないと。私は毎回言うけれども、スコップ持ったりバケツ持って走ってあるくのは町の職員ではないです。言ったら悪いけれども、知的作業です。やはり町長の施策形成にどうかかわるかという能力を発揮しないとだめなのです。ぜひ明確な哲学をもって組織をつくってほしいと思います。その2点伺います。

**○議長（山本浩平君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 1項目めのご質問です。今回、議案第29号で掲げている、前田議

員も十分ご承知のことと思いますけれども、ここに記載の下段の1号、2号、3号のそれぞれの内容については、現在企画課が所管しております。その企画課から今度の地域振興課に移るという部分で、ちょっとここは提案をさせていただいております。多分、前田議員おっしゃるのは、こういう機会にこういうこともきちんと整理すべきだと、こういうご提案かというふうに思います。この内容は、まず地域振興課という中において、今後、町内会、町民活動を含めた町内会とのかかわり、そういった部分も地域力といたしましうか、町民力という部分も十分お力をいただきながら、どう展開していくかはちゃんとこの課の中で、その辺は町内会連合会ともしっかり協議させていただいて、その町とのかかわり、それから住民主体となっている政策を打っていくことに、これからどんどんなっていくと思います。そういう部分がどういふ部分で地域力をいただくか、そういうこともきちんとこの地域振興課の中で整理していかなければならないと。決して屋上屋を重ねるような体制でやっていくということではないということだけをご理解いただきたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 古侯副町長。

**○副町長（古侯博之君）** 組織の問題についてでございます。今、前田議員がおっしゃったように、本当に役場の職員が今、何に対して向かって日々努力をしているかというのと、やはり町民に向けてしっかりとした町政を進めていく。そして、町民が本当に笑顔で安心して暮らせるまちづくりを進めていくために、本当に日々職員は頑張っております。そういう中で、どういふふうな組織形態が本来的にあらねばならないかということについては、先ほどからお話しているように、ご指摘された部分も含めて、しっかりと私たちもそれを肝に銘じまたは学びながら、次の組織がこれ以上にやはり町民のためにしっかりと仕事を果たせる、役場の職員としての能力を磨いていくような組織づくりを理事者含めて、しっかりとリーダーシップを発揮して進めていきたいと思っております。そういう中で議員の皆様方においても、さまざまな見方があるかと思いますが、いろいろな形で政策形成において役場の職員のみならず、毎回お話しするようにやはり両輪としてのそのあり方をお互いに果たしていくそのあり方も含めて、これから進めていきたいと思っております。以上です。

**○議長（山本浩平君）** ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。



[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 3 時 3 0 分

---

再 開 午後 3 時 4 0 分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について

◎報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 23、報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について。

報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政的援助団体等の監査の結果を同条第 9 項の規定により、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果を同条第 3 項の規定により、それぞれ監査委員から報告がありました。議案の朗読は省略いたします。

この件に関して、何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第 1 号及び報告第 2 号は、これをもって報告済みといたします。

---

◎議案第 30 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第 31 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第 38 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第 41 号 第 5 次白老町総合計画基本計画の変更について

◎議案第 42 号 白老町過疎地域自立促進計画の策定について

◎議案第 11 号 平成 28 年度白老町一般会計予算

◎議案第 12 号 平成 28 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

◎議案第 13 号 平成 28 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎議案第 14 号 平成 28 年度白老町公共下水道事業特別会計予算

◎議案第 15 号 平成 28 年度白老町学校給食特別会計予算

◎議案第 16 号 平成 28 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

◎議案第 17 号 平成 28 年度白老町墓園造成事業特別会計予算

- ◎議案第 18 号 平成 28 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- ◎議案第 19 号 平成 28 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- ◎議案第 20 号 平成 28 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- ◎議案第 21 号 平成 28 年度白老町水道事業会計予算
- ◎議案第 22 号 平成 28 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

**○議長（山本浩平君）** 日程第 24、議案第 30 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 31 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 38 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 41 号 第 5 次白老町総合計画基本計画の変更について、議案第 42 号 白老町過疎地域自立促進計画の策定について、議案第 11 号 平成 28 年度白老町一般会計予算、議案第 12 号 平成 28 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 13 号 平成 28 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 14 号 平成 28 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第 15 号 平成 28 年度白老町学校給食特別会計予算、議案第 16 号 平成 28 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第 17 号 平成 28 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、議案第 18 号 平成 28 年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第 19 号 平成 28 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第 20 号 平成 28 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第 21 号 平成 28 年度白老町水道事業会計予算、議案第 22 号 平成 28 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上、平成 28 年度各会計予算 12 件と、これに関連する条例の一部改正議案 3 件、計画の変更と計画の策定 2 件、合わせて 17 議案を一括して議題に供します。

順次、議案の提案を願います。

---

議案第 30 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（山本浩平君）** 議案第 30 号の提案を願います。

大黒総務課長。

**○総務課長（大黒克己君）** 議 30-1 をお聞きください。

議案第 30 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

議 30-3 ページをお聞きください。下段です。附則。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

次ページでございます。議案説明。地方公務員法の一部改正に伴い、職務給の原則を徹底するため、「等級別基準職務表」を定め、等級別に職名ごとの職員数を公表するものとされたことから、法に引用している条項の整備を併せて所要の改正を行うことのほか、本町の財政健全

化に向けた取り組みとして、職員給与の自主削減を継続するとともに、再任用職員についてはさまざまな行政課題に対応するため、豊富な経験及び知識を有する人材の活用が不可欠であり、平成 28 年度より期末勤勉手当を支給すべく、国に準じた支給割合に改めるため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

職員の給与に関する条例新旧対照表

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(目的)<br/>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)<br/>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>町長が規則で定める。</u></p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当)<br/>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則<br/>1～24 略</p> <p>25 <u>当分の間、第19条及び第20条の規定は、再任用職員については適用しない。</u></p> <p>26～27 略</p> | <p>(目的)<br/>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)<br/>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第5）に定めるところによる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当)<br/>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則<br/>1～24 略</p> <p>25 削除</p> <p>26～27 略</p> <p>28 <u>職員の給料額は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に限り、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、同表に定める額に行政職給料表の職務の級が1級及び2級の職員にあつては100分の95、3級及び4級の職員にあつては100分の94.4、5級の職員にあつては100分の92、6級の職員にあつては100分の89.2、医療職給料表（一）の職務の級の職員にあつては100分の93、医療職給料表（二）の職務の級が1</u></p> |

級及び2級の職員にあつては100分の95、3級及び4級の職員にあつては100分の94、4、5級の職員にあつては100分の92、医療職給料表(三)の職務の級が1級及び2級の職員にあつては100分の95、3級及び4級の職員にあつては100分の94、4、5級の職員にあつては100分の92を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する職員の当該離職日における給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める額とする。

別表第5(第3条関係)

等級別基準職務表

ア 行政職給料表等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準職務       |
|------|------------|
| 1級   | 1 主事補の職務   |
|      | 2 技師補の職務   |
| 2級   | 1 主事の職務    |
|      | 2 技師の職務    |
| 3級   | 主任の職務      |
| 4級   | 主査の職務      |
| 5級   | 1 主幹の職務    |
|      | 2 消防副署長の職務 |
| 6級   | 1 課長の職務    |
|      | 2 消防長の職務   |
|      | 3 消防署長の職務  |

イ 医療職給料表(一)等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準職務         |
|------|--------------|
| 1級   | 科長、医長及び医師の職務 |

ウ 医療職給料表(二)等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準職務   |
|------|--|
| 1級   | 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の職務 |
| 2級   | 1 薬剤師の職務   |
|      | 2 困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、あん摩マッサージ      |

|                            |      |  |
|----------------------------|------|--|
|                            |      | 指圧師、はり師、きゆう師の職務  |
|                            | 3級   | 1 困難な業務を行う薬剤師の職務<br>2 特に困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の職務                         |
|                            | 4級   | 1 主任技師の職務<br>2 本庁の主査相当の職務  |
|                            | 5級   | 1 薬局長の職務<br>2 技師長の職務<br>3 科長の職務<br>4 薬剤科次長、放射線科次長、臨床検査科次長、栄養科次長、機能訓練科次長の職務<br>5 本庁の主幹に相当する職務<br>6 本庁の課長に相当する職務 |
| <b>エ 医療職給料表（三）等級別基準職務表</b> |      |  |
|                            | 職務の級 | 基準職務   |
|                            | 1級   | 准看護師の職務  |
|                            | 2級   | 1 保健師、助産師、看護師の職務<br>2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う准看護師の職務   |
|                            | 3級   | 1 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う保健師、助産師、看護師の職務<br>2 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う准看護師の職務  |
|                            | 4級   | 1 保健師主査、主任看護師の職務<br>2 本庁の主査に相当する職務   |
|                            | 5級   | 1 看護師長の職務<br>2 保健師課長、保健師参事の職務<br>3 看護副師長の職務<br>4 保健師主幹の職務<br>5 本庁の主幹に相当する職務                                    |

|  |  |                |
|--|--|----------------|
|  |  | 6 本庁の課長に相当する職務 |
|--|--|----------------|

議案第31号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第31号の提案を願います。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 引き続きまして、議案第31号でございます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月23日提出。白老町長。

附則。この条例は、平成28年4月1日から施行する。

次ページでございます。議案説明です。本町における財政健全化に向けた取り組みとして、特別職の給与の自主削減を継続するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

| 改正前           | 改正後   |
|---------------|---|
| 附 則<br>1～29 略 | 附 則<br>1～29 略<br><u>30 特別職の職員の給料額は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に限り、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額に町長にあつては100分の55、副町長にあつては100分の60、教育長にあつては100分の65を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する特別職の職員の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1に掲げる額とする。</u> |

議案第38号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案38号の提案を願います。

田中上下水道課長。

○**上下水道課長（田中春光君）** 議 38-1 をお聞きください。議案第 38 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

附則。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

次のページをお聞きください。議案説明でございます。平成 22 年 12 月から時限的に進めてきた水道料金減額措置については、本年度末をもって期間終了を迎えるところでございますが、次年度実施の財政健全化プランの見直しにおいて、料金体系のあり方についても再度検証を加えることとするため、それまでの間住民負担の軽減策として現行料金体系を継続すべく、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

白老町水道事業給水条例新旧対照表

| 改正前                        | 改正後   |
|----------------------------|---|
| 附 則<br>1～4 略               | 附 則<br>1～4 略  |
|                            | <u>5 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に限り、第 26 条中「別表第 2」とあるのは「附則別表」とする。</u> |
| 附則別表（附則第 3 項関係）<br>※別表詳細 略 | 附則別表（附則第 5 項関係）<br>※別表詳細 略  |

議案第 41 号 第 5 次白老町総合計画基本計画の変更について

○**議長（山本浩平君）** 続きまして、議案第 41 号、議案第 42 号は追加議案でございますので、議案説明を行い、提案を願います。

高橋企画課長。

○**企画課長（高橋裕明君）** 議案 41 号でございます。第 5 次白老町総合計画基本計画の変更について。

白老町自治基本条例第 27 条第 1 項及び白老町議会会議条例第 7 条第 1 号の規定により、第 5 次白老町総合計画基本計画を別紙のとおり変更するものとする。

平成 28 年 3 月 7 日提出。白老町長。

議 41-2 ページでございます。議案説明。本町では、平成 24 年 9 月に議決を得て、平成 31 年度を目標年度とした第 5 次白老町総合計画基本構想及び基本計画を定め、「みんなの心つながる 笑顔と安心のまち」とする将来像の実現のため、計画に掲げるまちづくりを推進し

てまいりました。この間、加速する少子高齢社会や人口減少社会の到来、国や地方財政のひっ迫、地方分権の進展など地域社会を取り巻く社会経済状況は、なお一層厳しくなることが見込まれ、限られた財源の中で、一層の選択と集中によるまちづくりを進めていかなければなりません。

こうした中、人口減少対策として、平成 27 年 10 月に策定した「白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び町長 2 期目の公約における今後の重点課題について、現行の計画との整合性を図る必要があると考え、白老町総合計画策定委員会及びまち・ひと・しごと創生有識者会議における協議を踏まえ、第 5 次白老町総合計画基本計画を変更し、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 カ年の基本計画を定めるものであります。

このたびの基本計画の変更につきましては、計画をあとにつけておりますけれども、改定内容としましては今申し上げましたように、昨年策定した総合戦略と 2 期目の町長公約、それから前期の総括課題と文言整理という内容になっておりますので、変更議 41-3 ページからの変更のご説明をさせていただきます。

22 ページの、5 行目以降につきましては、実施計画にある分野別計画との整合性を明記するために追加したものでございます。

27 ページの③から、次ページ、議 41-6 ページまでの表の改正につきましては、基本事業の名称変更や追加による訂正でございます。議 41-6 ページの 3 段目、37 ページ、①防犯対策の推進は、文言整理でございます。1 番下段の 40 ページ、③救急体制の充実につきましては、総合戦略に盛り込まれた事項の追加でございます。

議 41-7 ページ、40 ページ、④消防団体制の充実につきましては、総合戦略に盛り込まれたものの追加でございます。41 ページ、③自然との共生につきましては、アイヌの精神文化について追加をし、総合戦略の内容を盛り込んでございます。42 ページの基本事業⑤火葬場・墓園墓地の適正な管理と整備につきましては、公約に掲げました、合祀墓地の追加でございます。44 ページの施策に関する課題・背景につきましては、文言整理でございます。以下、1 番下の 44 ページも同様でございます。

次、議 41-8 ページでございます。基本事業④移住・定住の促進。これにつきましては空き家定住の総合戦略に関する事項の追加でございます。51 ページの施策体系につきましては、①結婚希望の実現は、総合戦略からの追加事項でございます。53 ページ、①安定した地域医療の確保につきましては、公約からの追加事項でございます。同じく 53 ページの 1 番下の②救急医療体制の充実につきましては、総合戦略からの追加事項でございます。

続きまして、議 41-9 ページでございます。54 ページ、①地域福祉体制の充実につきましては、文言整理でございます。54 ページの基本事業④生活の安定と自立援助につきましては、公約と総合戦略からの追加事項でございます。55 ページ、基本事業①につきましては、これも公約と総合戦略からの追加事項でございます。55 ページ、③子育て支援環境の整備につきましても、公約と総合戦略からの追加事項でございます。55 ページ、④保育の充実につきましては、文言整理でございます。



議 41-10 ページ、55 ページの⑤ひとり親家庭支援の推進につきましては、これは文言整理でございます。56 ページ、③障がい者の社会参加の促進につきましては、総合戦略からの追加事項でございます。57 ページ、①高齢者支援対策の推進につきましては、公約と総合戦略からの追加事項でございます。59 ページの施策体系につきましては、公約、総合戦略との追加事項を掲載しております。60 ページ、②教育環境の充実につきましては、総合戦略からの追加事項でございます。

議 41-11、61 ページの施策目標につきましては、公約と総合戦略の追加事項でございます。以下、61 ページの3つの項目についても同様に公約、総合戦略の追加事項でございます。1番下の 62 ページ、⑦学校・家庭・地域の連携の促進につきましては、公約の追加事項でございます。

議 41-12 ページでございます。62 ページ、⑧安全安心な学校給食の提供は、公約からの追加事項でございます。63 ページ、①教育の充実と教育機会の拡充につきましては、文言整理でございます。64 ページ、施策目標につきましても同様に文言整理をしております。64 ページ、①学習機会の充実と読書活動の推進につきましては、総合戦略からの追加事項になっております。1番下段の 64 ページ、②家庭教育・地域教育の推進につきましては、公約からの追加事項になっております。

議 41-13 ページ、64 ページ、③多文化共生教育の推進につきましては、公約からの追加事項になっております。65 ページ、①芸術・文化活動の推進につきましては、総合戦略からの追加事項になっております。65 ページ、②史跡・文化財の保全と活用につきましては、文言整理でございます。66 ページ、施策目標につきましては、公約と総合戦略からの追加事項でございます。66 ページ、施策に関する課題・背景につきましては、総合戦略からの追加事項となっております。

議 41-14 ページでございます。66 ページ、③民族共生の象徴となる空間の整備促進は、総合戦略からの追加事項でございます。67 ページ、②スポーツ・レクリエーション施設の整備は、文言整理でございます。68 ページ、②国際交流の推進につきましても、文言整理でございます。69 ページ、施策に関する課題・背景につきましても、文言整理でございます。72 ページ、施策目標につきましては、総合戦略からの追加事項でございます。

議 41-15 ページ、72 ページ、施策に関する課題・背景につきましては、総合戦略からの追加事項でございます。同じく 72 ページの①起業と産業連携の推進につきましては、総合戦略からの追加事項でございます。同じく 72 ページ、③雇用の拡大につきましては、公約及び総合戦略からの追加事項でございます。72 ページ、④雇用環境の充実につきましては、これは総合戦略からの追加事項となっております。74 ページ、①企業誘致の推進につきましては、文言整理でございます。

議 41-16 ページでございます。74 ページ、②商工業の活性化につきましては、これは公約と総合戦略からの追加事項でございます。75 ページ、施策目標につきましては、総合戦略からの追加事項でございます。75 ページ、施策に関する課題・背景につきましては、総合戦

略からの追加事項であります。同じく 75 ページ、①魅力ある観光地の形成につきましては、総合戦略からの追加事項でございます。

議 41-17 ページでございます。75 ページ、②受け入れ環境の整備・充実につきましては、総合戦略からの追加事項でございます。80 ページ、②地域活動の推進につきましては、公約と総合戦略からの追加事項でございます。80 ページ、④開かれた行政の推進につきましては、公約からの追加事項でございます。81 ページ、①健全な財政運営につきましては、総合戦略からの追加でございます。

議 41-18 ページでございます。81 ページ、②効率的・効果的な行政運営につきましては、公約と総合戦略からの追加事項でございます。同じく 81 ページ、④広域的な協力・連携につきましては、文言整理をさせていただいております。以上のように、今回の基本計画につきましては、これまで総合計画で定めております、基本計画 8 カ年の中間年の見直しとして訂正されたものでございますので、以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

---

#### 議案第 42 号 白老町過疎地域自立促進計画の策定について

**○議長（山本浩平君）** 引き続き、議案第 42 号の議案説明と提案をお願いいたします。

高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** 議案第 42 号でございます。白老町過疎地域自立促進計画の策定について。

白老町過疎地域自立促進計画を作成するにあたり過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

平成 28 年 3 月 7 日提出。白老町長。

議 42-2 ページでございます。議案説明。過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域として公示されたことから、議会の議決を経て、平成 26 年度に過疎地域自立促進計画を策定したところであるが、2 カ年の計画期間が今年度で終了するため、新たに計画を策定する必要があることから、同法第 6 条第 1 項に基づき、議会の議決を求めるものである。なお、本計画は、人口の著しい減少に伴う地域社会の活力低下や生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、その自立促進を促し、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としており、同法第 6 条第 4 項の規定に基づき、北海道とあらかじめ協議を行っているものである。

計画の内容は同様に説明資料の概要で説明させていただきます。

説明資料の 1 ページです。まず、この過疎計画の位置づけでございますけれども、

（1）性格

・過疎地域市町村が総合的、計画的な自立促進を図るための方針、対策等を定める計画としております。

・過疎法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置の活用的前提となるものとして位

置づけられております。

## (2) 策定の根拠

- ・過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項によるものであります。
- ・過疎地域自立促進方針に基づき、市町村議会の議決を経て策定するものであります。
- ・計画に掲げる事項は法第6条第2項による10項目とされております。

ただし、今回、白老町で策定する本計画につきましては、最初に序の部分と、11番目として計画の実現に向けてと、この2項目を独自に追加しております。では、内容について説明いたします。

序につきましては、白老町過疎地域自立促進計画の策定にあたってということで、策定の背景を記述したものでございます。

## 1. 基本的な事項についてであります。

### (1) 白老町の概況

- ・自然、歴史、社会、経済的諸条件を記述しております。
- ・過疎の状況について記述しております。
- ・社会的経済的発展の方向の概要を記述しております。

### (2) 人口及び産業の推移と動向

- ・人口の推移と動向を昭和35年から国勢調査年毎に掲載し記述しております。
- ・産業別人口の推移と動向を昭和35年から国勢調査年毎に掲載し記述しております。

### (3) 白老町行財政の状況

- ・行財政の状況（経常収支比率、財政力指数、実質公債比率）を記述しております。
- ・施設整備水準の現況と主要公共施設等の整備状況を記述しております。

### (4) 地域の自立促進の基本方針

- ・第5次総合計画の基本方針による展開とまちの将来像を目指すことを記述しております。
- ・第5次総合計画の5つの基本方針と施策目標を記述しております。

### (5) 計画期間

- ・計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年としております。

## 2. 産業の振興

・1次産業では後継者不足の深刻化。2次産業では企業の合併・合理化、撤退・3次産業では購買力流出、交流人口の減少などを記述しております。

・具体的には、農業、林業、水産業、商業、土木・建設業、工業、港湾、観光業について、現況と問題点を記述し、その対策及び計画事業を掲載しております。

## 3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

・道路、情報化について、現況と問題点を記述し、その対策及び計画事業を掲載しております。

## 4. 生活環境の整備

- ・水道施設、下水道施設、し尿処理施設、環境衛生、火葬場、消防・救急体制、住宅、公

園・緑地、河川について、現況と問題点を記述し、その対策及び計画事業を掲載しております。

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

・高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、母子保健、感染症予防対策について、現況と問題点を記述し、その対策及び計画事業を掲載しております。

6. 医療の確保

・医療体制について、現況と問題点を記述し、その対策及び計画事業を掲載しております。

7. 教育の振興

・小学校、中学校、学校給食センター、学校・家庭・地域による学校教育、社会教育、体育スポーツについて、現況と問題点を記述し、その対策及び計画事業を掲載しております。

8. 地域文化の振興等

・芸術文化、民族文化、文化財について、現況と問題点を記述し、その対策及び計画事業を掲載しております。

9. 集落の整備

・過疎化、少子高齢化による集落について、現況と問題点を記述し、その対策及び計画事業を掲載しております。

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

・行政サービスについて、現況と問題点を記述し、その対策及び計画事業を掲載しております。

11. 計画の実現に向けて

・計画推進体制、進行管理、予算・財政計画との連動について記述しております。

以上で、説明終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○議長（山本浩平君）** それでは次に、議案の前にお諮りをいたします。

予算議案の提案についてであります。第1表 歳入歳出予算、第2表 債務負担行為、第3表 地方債の朗読は、議案説明会におきまして、既に説明されておりますので、これを省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** ご異議なしと認めます。それでは、そのように取り扱うことといたします。

---

議案第11号 平成28年度白老町一般会計予算

**○議長（山本浩平君）** 次に、議案第11号の提案を願います。

安達財政課長。

**○財政課長（安達義孝君）** 議案第11号 平成28年度白老町一般会計予算。

平成28年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90億1,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。  
(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は25億円と定める。

(歳入歳出の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

---

議案第12号 平成28年度白老町国民健康保険事業  
特別会計予算

○議長(山本浩平君) 引き続きまして、議案第12号の提案を願います。

畑田町民課長。

○町民課長(畑田正明君) それでは、議案第12号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

平成28年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億7,530万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は9億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれら

の経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

---

議案第 13 号 平成 28 年度白老町後期高齢者医療事業  
特別会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続き、議案第 13 号の提案を願います。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 議案第 13 号 平成 28 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成 28 年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 8,091 万 2,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

---

議案第 14 号 平成 28 年度白老町公共水道事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第 14 号の提案を願います。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第 14 号 平成 28 年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

平成 28 年度白老町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13 億 8,676 万 3,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 10 億

円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

---

### 議案第15号 平成28年度白老町学校給食特別会計予算

○議長(山本浩平君) 引き続きまして、議案第15号の提案を願います。

葛西学校教育課食育防災センター長。

○学校教育課食育防災センター長(葛西吉孝君) 議案第15号でございます。平成28年度白老町学校給食特別会計予算。

平成28年度白老町の学校給食特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,372万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

---

### 議案第16号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) それでは引き続きまして、議案第16号の提案を願います。

赤城経済振興課港湾室長。

○経済振興課港湾室長(赤城雅也君) 議案第16号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

平成28年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,146万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、

5,000 万円と定める。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

よろしくご審議願います。

---

議案第 17 号 平成 28 年度白老町墓園造成事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） それでは引き続きまして、議案第 17 号の提案を願います。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議案第 17 号 平成 28 年度白老町墓園造成事業特別会計予算。

平成 28 年度白老町の墓園造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 302 万 2,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

---

議案第 18 号 平成 28 年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第 18 号の提案を願います。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議案第 18 号 平成 28 年度白老町介護保険事業特別会計予算。

平成 28 年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20 億 9,975 万 5,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（2）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。



よろしくご審議のほどお願いいたします。

---

議案第19号 平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業  
特別会計予算

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第19号の提案を願います。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 議案第19号 平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,154万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,500万円と定める。

平成28年2月23日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

---

議案第20号 平成28年度白老町立介護老人保健施設事業  
特別会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第20号の提案を願います。

野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議案第20号 平成28年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

平成28年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めることによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億743万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成28年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

議案第21号 平成28年度白老町水道事業会計予算

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第21号の提案を願います。

田中上下水道課長。

**○上下水道課長（田中春光君）** 議案第 21 号 平成 28 年度白老町水道事業会計予算。

（総則）

第 1 条 平成 28 年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水予定戸数 9,347 戸。

（2）1 日平均給水量 4,797 立方メートル。

（3）年間総給水量 175 万 884 立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、配水施設改良事業 1 億 301 万円。浄水施設整備事業 1,247 万 4,000 円。

次のページでございます。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款水道事業収益 3 億 8,914 万 2,000 円。

支出、第 1 款水道事業費用 3 億 7,926 万 4,000 円。

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2 億 8,760 万 2,000 円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、1,022 万 6,000 円。損益勘定留保資金 2 億 7,741 万 6,000 円で補てんするものとする。

収入、第 1 款資本的収入 5,000 万円。

支出、第 1 款資本的支出 3 億 3,764 万 2,000 円。

（企業債）

第 5 条 起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、配水管整備事業限度額 5,000 万円、起債の方法利率及び償還の方法については、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

（一時借入金）

第 6 条 一時借入金の限度額は 1,000 万円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用及び営業外費用の間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 7,031 万 3,000 円。

(棚卸資産購入券限度額)

第9条 棚卸資産の購入限度額は、2,071万5,000円と定める。

平成28年2月23日提出。白老町長。

以上、よろしくご審議のほど願います。

---

議案第22号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業  
会計予算

○議長(山本浩平君) それでは引き続きまして、議案第22号の提案を願います。

野宮病院事務長。

○病院事務長(野宮淳史君) 議案第22号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

(総則)

第1条 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数58床。

(2) 年間患者数入院1万2,045人、外来3万375人。

(3) 一日平均患者数入院33人、外来125人。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款 病院事業収益8億4,990万4,000円。

支出、第1款 病院事業費用8億4,990万4,000円。

次のページになります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款 資本的収入ゼロ。

支出、第1款 資本的支出ゼロ。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項、診断用エックス線撮影及び移動型エックス線装置一式賃貸借。期間、平成29年度から平成30年度まで、限度額1,891万6,000円。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は6億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費 4 億 5,923 万 6,000 円。

(2) 交際費 52 万 3,000 円。

(他会計からの補助金)

第 8 条 病院事業の運営に要する経費について一般会計からその会計補助を受ける金額は 2 億 6,903 万 9,000 円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第 9 条 棚卸資産購入限度額は 8,054 万 6,000 円と定める。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長（山本浩平君）** ただいま、各々から説明がございました。

議案第 11 号から第 22 号までの各会計予算 12 件と、これに関連する議案 5 件、合わせて 17 件について、議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら平成 28 年度各会計予算と、これに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われまます。そこで慣例によりまして、議長除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切であると考えまます。よって、ここに特別委員会を設置したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** ご異議なしと認めまます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定をいたしまました。なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第 11 号から議案第 22 号までの、平成 28 年度各会計予算 12 件と、関連議案 5 件、合わせて 17 件であります。

これを一括して、同特別委員会に付託し、審査をお願いすることで、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** ご異議なしと認めまます。よって、ただいま申し上げました議案 17 件を、同特別委員会に付託することに決定をいたしまました。次に、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、特別委員会では、委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。この際、暫時休憩をいたしまます。

休 憩 午後 4 時 2 8 分

---

再 開 午後 4 時 2 9 分

**○議長（山本浩平君）** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### ◎諸般の報告

**○議長（山本浩平君）** この際、諸般の報告をいたしまます。ただいま、休憩中に特別委員会が開催されまして、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。委員長に小西秀延議員、副委員長に及川保議員、付託案件の審査方よ

ろしくお願いをいたします。

---

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は、明日、9日10時から引き続き再開いたします。本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時30分）

会議規則第109条の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署名議員 氏 家 裕 治

署名議員 森 哲 也

署名議員 大 淵 紀 夫